

令和5年9月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

令和5年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月7日（木） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村教育長の任命について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 6号 令和4年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第 7号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第 8号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第 9号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第10号 令和4年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第14 議案第11号 令和4年度中川村下水道事業決算認定について
- 日程第15 議案第12号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第13号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第14号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第15号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第16号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第20 一般質問

3番 中塚 礼次郎

- (1) 自衛隊員募集に関する募集対象者の自治体からの名簿提供について
- (2) 実施補助事業の施行廃止と再施行について

5番 桂川 雅信

- (1) 公文書管理の理念を明確にして誤廃棄の根絶を  
～公文書は村と村民の共有財産～
- (2) 地域づくり事業協同組合の早期設立を
- (3) 村では大規模災害時の復旧を円滑に実施できますか？

2番 松村 利宏

- (1) 防災・減災（1時間当たりの降雨量増大に伴う対応）について
- (2) 教育のデジタル化（生成AI）について
- (3) 人口減少対策及び持続可能な経済の構築について

6番 山崎 啓造

- (1) 少子化対策の一環である子ども子育て支援の事業実施の検証と今後の取り組み方は。

出席議員（10名）

|     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 片桐邦俊  |
| 2番  | 松村利宏  |
| 3番  | 中塚礼次郎 |
| 4番  | 長尾和則  |
| 5番  | 桂川雅信  |
| 6番  | 山崎啓造  |
| 7番  | 島崎敏一  |
| 8番  | 大島歩   |
| 9番  | 大原孝芳  |
| 10番 | 松澤文昭  |

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

|        |      |                 |      |
|--------|------|-----------------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長             | 富永和夫 |
| 教育長    | 片桐俊男 | 総務課長            | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊  | 住民税務課長<br>会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長          | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎朋実 | リニア対策室長         | 小林好彦 |
| 教育次長   | 上山公丘 | 代表監査委員          | 岡田俊彦 |
| 監査委員   | 大原孝芳 |                 |      |

職務のために参加した者

|        |        |
|--------|--------|
| 議会事務局長 | 桃澤清隆   |
| 書記     | 座光寺てるこ |

令和5年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年9月7日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
御参集御苦労さまです。  
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年9月中川村議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。  
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村長 おはようございます。（一同「おはようございます」）  
中川村定例9月議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところ定刻に参集いただき、誠にありがとうございます。  
9月に入り、暑さも和らぐ時期かと思いますが、30℃を優に超える日が続いております。  
お盆の時期——8月14日から16日にかけてではありますが、紀伊半島から近畿地方を縦断して日本海に抜けた台風7号は、中国・近畿・東海地方で大雨を降らせ、大きな被害をもたらしました。被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、平穏な日常に早く戻ることをお祈り申し上げます。  
幸い、当地域では目立った被害はなく、一安心したところではありますが、一方で、台風によるまとまった雨を期待したものの、全く降雨がなく、農作物の成長、果実の出来に影響を与えております。日照量が多く、高温気温続きで夜温が下がらず、甘い果物が生産される反面、小玉、色つきの悪さに加え、熟期が前進しているとのこと、これからブドウ、リンゴの中生種と収穫のステージが移る中で、適度な雨と気温の低下が望まれるところであります。  
一方、稲の生育は順調でありまして、いもち病、カメムシ食害も少なく、豊作が期待されるとのことでもあります。  
JAの稲のもみの貯蔵庫——カントリーエレベーターが伊那市美篤にサイロを増設、飯島町にサイロ及び選別・乾燥機等を新設し、貯蔵能力をさらに高めた最新型の施設が9月5日から稼働をしております。  
刈取り時期が早まっております、こちらは刈取り期間中の連続降雨がないことを願うという、農家にとってはやや複雑な現状かというふうに思います。  
このまま、まとまった雨がなく、地温が徐々に下がらない状態が続くと、山の幸も今年は期待できそうにありません。  
5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受けまして、経済も動き出しております。

夏に行われます伝統行事、地域の祭りも従来のスタイルで始まっております。

8月20日には奈良県大和郡山市で全国金魚すくい選手権大会が開催をされました。中川村を会場とした長野県予選大会で選ばれた選手の皆さんの応援と市の表敬訪問を兼ねて行ってまいりました。

24日には、副村長、中川人形芝居の代表 下平達朗さんらが東京都世田谷区長を表敬訪問いたしました。10年来の思いでありました村と世田谷区二子玉川地域との文化交流が寄贈いただいた浄瑠璃人形の里帰り公演という形で来年春に実現しようであります。

8月24日～26日は、宮下進吾商工会長と北海道中川町に表敬訪問をしてまいりました。北海道は連日33℃を超える暑さが続き、中川町役場、商工会役員、議会議長も異口同音に盆を過ぎてこの暑さが続くのは経験したことがないと言うほどの暑さでありまして、しかも湿度も高い、こういう気温でありました。高気圧の配置と偏西風の極端な北上が原因のようであります。

8月28日の内閣府月例経済報告によりますと、「総論」では「景気は、緩やかに回復している。」、個人消費、設備投資はともに「持ち直している。」「輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。」としております。

7月の報告で兆しという表現は回復が見られるという具体的な表現に変わっております。

ただ、基調判断の中には中国経済の先行き懸念が我が国の景気を下押しするリスクとなっているというふうに明示をしております。

8月28日午前0時の新型コロナ感染者入院者は、24日の301人以降増え続け、先月28日には341人となったことで独自のアラート発出基準300人以上を超えたことから、県は医療警報を発出いたしました。

村役場におきましても1人の感染から一部の職場でクラスター感染が起こり、一時は係員が1人～2人という事態になるなど、強い感染力を示しております。現在は、最初の感染者が回復し、順次復帰しておりまして、日常業務に支障なく運営がされております。

幸い、その職場が1階事務室と離れていたこと、職場内での感染対策を再徹底したことから、他の職場への広がりはありませんでしたが、改めて感染予防に気を緩めないことと職場でのリスク管理の必要性を感じたところであります。

小学校の運動会、保育園の運動会の招待をいただきました。家族、関係者、地域の皆さんが多数見守る中で開かれることを願っております。

新型コロナの流行の予想についてであります。伊那保健福祉事務所長も、これは非常に感染力が強いが、重症化の傾向は見られず、今週から来週にかけてが感染者数のピークになるであろうというふうに予想をされております。

村内の飲食店のにぎわいが戻ってきて、かなり回復してきていることを感じます。経済活動や地域の活動がこのまま自粛にならず続くことを期待したいと思います。

中川観光開発株式会社、令和4年7月1日～令和5年6月30日の期間の第53期決算がまとまりました。

今期の業績は、前期対比で申し上げますと、宿泊4,928万2,000円60%増、宴会1,295万6,000円38%増、風呂、売店、食堂、キャンプ場等で3,403万8,000円21%増、高齢者憩いの家・体験館等委託管理料収入3,616万3,000円、これは22%の増で、合計で1億3,243万9,000円、全体では35%増となっております。最終損益は24万9,000円で、僅かではありますが黒字となりました。

高騰しております石油、ガス、電気、食料品は高値が続いております。これらの高騰分支援がなければ2,000万円ほどの赤字決算になるところでありました。観光会社の代表者である私からも村からの支援に感謝を申し上げるところであります。

今議会に審議をお願いしたく上程いたします議案は、条例と過疎計画の一部変更議案が3件、任期満了に伴う教育長及び教育委員任命案件2件、令和4年度一般会計歳入歳出決算、3つの特別会計決算及び同年度水道・下水道事業会計歳入歳出決算の6会計の決算認定議案、令和5年度一般会計補正予算をはじめとする特別会計・事業会計補正予算、合わせて5つの補正予算議案、合計で16議案でございます。

20日間の長い審議日程ではございますが、慎重な審議の上にも賢明な御判断を賜わり、御同意をいただきますようお願い申し上げ、議会開会の御挨拶といたします。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により4番 長尾和則議員及び5番 桂川雅信議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 (片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日から9月7日から9月26日までの20日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号の一般議案、議案第4号及び議案第5号の人事案件について、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第6号から議案第11号までの令和4年度各会計決算認定については、上程から提案理由の説明、質疑までを行い、質疑の後は特別委員会付託としてください。

議案第12号から議案第16号までの各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

8日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

11日12日14日15日及び19日の5日間は委員会の日程とします。

以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査等をお願いします。

13日20日21日22日及び25日は議案調査とします。

最終日の26日は午後2時から本会議を行い、令和4年度各会計決算に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、議場内においては6月の定例会と同様にノーネクタイ、上着自由としますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願い申し上げます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から9月26日までの20日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの20日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る6月定例会において可決された「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書、消費税インボイス（適格請求書等保存方式）制度の実施延期を求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況については報告書の写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、この件に関しましては後ほど時間を取り説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

○議長 日程第4 議案第1号 中川村キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長 それでは議案第1号について説明いたします。

例規集は2巻1184ページ別表になります。

提案理由は、今年度設置工事が完了した陣馬形山キャンプ場、陣馬形の森公園避難小屋に設置した厨房施設の使用料の下限額及び上限額を設定し利用を開始するため本案を提出するものです。

第7条第2項 利用料金について、その額については別表の額の範囲内で指定管理者が定め、村長の承認を得るものとされています。

提案の内容は、今年度設置工事が完了した陣馬形山キャンプ場、陣馬形の森公園避難小屋厨房施設の使用料について、期間単位を1か月、下限額を2万円、上限額を50

万円としています。

今回の改正により、より指定管理者によるサービス向上や利用者の利便性の向上が図られることとなります。

○議長 長 施行期日は条例の公布日からとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○議長 長 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議長 長 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

○議長 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

全員賛成です。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

○建設環境課長 提案理由の説明を求めます。

議案第2号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

例規集のページは2巻の1351ページです。

提案理由は、アルプスビュー沖町の一部売却に伴う異動のため及び敷金取扱いなどの管理運営等の一部について、中川村公営住宅管理条例を例として運用するため本案を提出いたします。

改正内容は、中川村営住宅条例の一部を次のように改正をいたします。

第3条の表、アルプスビュー沖町の項位置の欄中「4981番地1他」を「4981番地8」に、同項備考の欄中「4戸」を「1戸」に改めます。

第15条の見出しを「管理運営等」に改め、同条中、「管理等」を「管理運営等」に、「第22条」を「第20条から第28条まで」に、「規程を準用する」を「例による」に改めます。

別表、アルプスビュー沖町の項備考欄中「4戸」を「1戸」に改めます。

○議長 長 なお、附則で、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○議 長 質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 全員賛成です。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。  
 日程第6 議案第3号 中川村過疎地域持続的発展計画の変更について  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○地域政策課長 議案第3号 中川村過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。  
 提案理由は、中川村過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規程により本案を提出するものであります。  
 内容につきましては、8月の議会全員協議会で説明させていただきましたとおり、本計画書21ページにありますその他対策の農業水利、長寿命化計画の文中に、計画に基づく施設整備を計画的に推進する旨の記載の追加と、26ページの事業計画の表中に施設名の追加及び事業内容の追加を行うものであります。  
 変更前、変更後の対照表を記載してありますので、御覧ください。  
 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。  
 ○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 全員賛成です。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。  
 日程第7 議案第4号 中川村教育長の任命について

を議題とします。  
 ここでお願いいたします。  
 片桐教育長には退席をお願いいたします。  
 また、地方自治法第117条の規定により片桐邦俊議員の退場を求めます。  
 [教育長 片桐俊男君・1番 片桐邦俊君 退場]  
 ○議 長 提案理由の説明を求めます。  
 ○村 長 教育長の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。  
 現在教育長の片桐俊男さんは、令和2年10月1日以来、1期3年間、教育長の重責を担っていただき、本年9月30日をもって任期が満了となります。  
 この間のお働きにつきましては、中川村保育園、小・中学校のあり方検討委員会会議を牽引し、また子ども育成推進会議を定期開催し、村の教育行政進展のため御貢献をいただいております。  
 このたび任期満了となるわけですが、引き続きの御活躍をいただきたいということで、2期目の任命について御提案を申し上げます。  
 記書きを説明いたします。  
 氏名 片桐俊男、生年月日 昭和34年5月16日生まれ、住所 中川村葛島182番地でございます。  
 片桐俊男さんは片桐地区にお住まいでありまして、飯田高等学校、早稲田大学社会科学部に学び、卒業と同時に県の教職の道に入られ、下伊那郡内の中学校、飯田養護学校、県教委特別支援教育課指導主事、花田養護学校長、県教委特別支援教育課教育幹、伊那養護学校長など、要職を歴任され、令和2年3月に退職をされました。  
 最終年度には県の特別支援教育学校長会長も務められてきた方です。  
 退職後は、村の教育主事として、教育相談をはじめ、支援の必要な子どもたちと家庭への支援に日々誠実に取り組んでいただいたところであります。  
 先ほど説明しましたとおり、令和2年10月1日からは教育長としてお務めをいただいております。  
 温厚なお人柄で、教育現場や教育行政にも精通をされておりまして、教育長として今考えられるのは最適任の方だというふうに思っております。  
 議員各位には御同意を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。  
 よろしく願いします。  
 ○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 なお、この採決は起立によって行います。  
 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]  
 全員起立です。したがって議案第4号は同意することに決定しました。  
 片桐教育長、片桐邦俊議員、入場してください。

○議 長 [教育長 片桐俊男君・1番 片桐邦俊君 入場・復席]  
 日程第8 議案第5号 中川村教育委員会委員の任命について  
 を議題とします。

○村 長 提案理由の説明を求めます。  
 教育委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。  
 現在教育委員としてお務めをいただいている桃澤孝之さんでございますが、令和元年9月26日以来、1期4年間、教育委員としてのお務めをいただき、本年9月25日をもって任期が満了となります。  
 この間のお働きにつきましては、子どもの健全育成を中心に村の教育行政進展のために御貢献をいただいております。  
 このたび任期満了となるわけではありますが、引き続きの御活躍をいただきたいということで、2期目の任命について御提案を申し上げます。  
 記書きを御覧いただきたいと思っております。  
 氏名 桃澤孝之、生年月日 昭和29年6月5日、住所は中川村大草4744番地でございます。  
 桃澤孝之さんは沖町地区にお住まいでございまして、飯田高校、法政大学経営学部で学ばれました。  
 昭和54年、長野県警察官を拝命、55年の飯田警察署を初任として県内4地区の8警察署と県警察本部を2度歴任され、平成27年、駒ヶ根警察署警備課長を最後に退職されたところであります。  
 退職後は、駒ヶ根警察署嘱託職員として駒ヶ根駅前交番にお勤めの傍ら、平成29年12月からは保護司として活動をされておられます。  
 また、ブッポウソウ会の会や中川村美しい村づくり協議会会員として自然保護、村や地域の活性化にも御尽力をいただいております。  
 心豊かでたくましい中川の子どもたちの育成を願っている現在、子どもたちの健全育成について豊かな御経験と見識をお持ちの桃澤さんは教育委員として適任と考えております。  
 2期目の任命をいたしたく、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり

○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり  
 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 なお、この採決は起立によって行います。  
 本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]  
 全員起立です。したがって議案第5号は同意することに決定しました。  
 お諮りします。  
 日程第9 議案第6号 令和4年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第10 議案第7号 令和4年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第11 議案第8号 令和4年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第12 議案第9号 令和4年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第13 議案第10号 令和4年度中川村水道事業決算認定について  
 日程第14 議案第11号 令和4年度中川村下水道事業決算認定について  
 以上の6議案は令和4年度の決算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

○議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり  
 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第6号から日程第14 議案第11号までを一括議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 それでは決算書に沿って御説明させていただきます。  
 議案第6号から議案第9号までの令和4年度各会計歳入歳出決算認定に係る決算書について説明をいたします。  
 初めに議案第6号、中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いいたします。  
 決算書の6ページを御覧ください。  
 令和4年度の歳入総額は47億5,349万3,620円、歳出総額は42億1,406万7,670円です。差引き残額は5億3,942万5,950円となっております。  
 1ページに戻っていただきまして、歳入歳出決算書の款項について説明をいたします。  
 なお、金額については1,000円未満切捨てで申し上げます。

歳入、1 款の村税は収入済額 4 億 8,126 万 6,000 円で、前年度比 4.8%の増となりました。

不納欠損は 99 万 1,000 円で、そのうち固定資産税の不納欠損が 90 万 5,000 円となっています。

また、収入未済額は 831 万 1,000 円で、村税全体の徴収率は前年度比 0.1 ポイント増の 98.1%となっています。

続いて 2 款の地方譲与税は 5,603 万 1,000 円、前年度比 1.3%の増となりました。

飛びまして 2 ページをお願いします。

11 款の地方特例交付金は 386 万円で、前年度比 69.4%の減です。これは新型コロナウイルス感染症対策・地方税減収補填特別交付金の皆減によるものです。

12 款の地方交付税は 21 億 9,651 万 5,000 円で、前年度比 1.3%の減となりました。

14 款の分担金及び負担金は 1,766 万 1,000 円で、前年度比 4.6%の増です。

15 款の使用料及び手数料は 6,272 万円で、前年度比 2.7%の増です。

16 款の国庫支出金は 4 億 2,375 万 3,000 円で、前年度比 6,174 万 3,000 円の減となりましたが、主には令和 3 年度の子育て世帯等臨時特別支援事業の減によるものです。

17 款の県支出金は 3 億 3,769 万 1,000 円で、前年度比 11.5%の増、災害復旧費県補助金などが主なものです。

18 款の財産収入は、村有林、立木売払い、土地売払いなどで 2,996 万円となっています。

3 ページをお願いします。

19 款の寄附金は 9,234 万円で、前年度比 6.1%の減、ふるさと応援寄附金の 9,038 万円が主なものです。

20 款の繰入金は 3,349 万 6,000 円で、地域づくり基金と特別運転資金、利子補給基金を繰り入れています。

21 款の繰越金は 4 億 5,546 万 7,000 円で、前年度比 46.7%、1 億 4,506 万円の増となっています。

22 款の諸収入は 1 億 2,908 万 2,000 円で、前年度比 3,513 万 7,000 円の減となっています。

収入未済額 3,292 万 3,000 円は令和 5 年度への繰越明許分です。

23 款の村債は 3 億 680 万円で、収入未済額 1 億 240 万円は繰越明許事業に係るものです。

以上が歳入の決算概要です。

続いて歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

1 款の議会費は支出済額 4,953 万 3,000 円で、前年度比 1.3%の減です。

2 款の総務費は 9 億 8,684 万 5,000 円、前年度比 10.3%の増で、バス等運行事業、基金の積立てなどの増によるものです。

また、村議会議員一般選挙をはじめ、4 つの選挙が執行されました。

翌年度繰越額 1 億 3,130 万 6,000 円はリニア中央新幹線関連事業が主なものです。

3 款の民生費は 8 億 4,379 万 8,000 円で、前年度比 8.4%の減です。

子育て世帯等臨時特別支援事業分が減額となり、老人福祉施設管理費の工事費が増額となっています。

4 款の衛生費は 2 億 929 万円で、前年度比 4.1%の増です。

水道事業負担金、上伊那広域ごみ処理負担金などによるものです。

6 款の農林水産業は 3 億 9,903 万 5,000 円で、前年度比 10.7%の増です。

主には、農業担い手支援事業、林道補修等工事などです。

7 款の商工費は 1 億 8,237 万 8,000 円で、前年度比 14.6%の増、第 4 弾なかがわ生活応援商品券の発行、原油価格高騰支援事業などによるものです。

8 款の土木費は 4 億 6,938 万 2,000 円で、前年度比 4.6%の増、翌年度繰越額 1 億 594 万 4,000 円は村単道路改良事業、道路メンテナンス事業などになります。

5 ページ。

9 款の消防費は 1 億 953 万 8,000 円で、前年度比 15.5%の減です。

消防団員の報酬が増額となり、工事費が減額となりました。

10 款の教育費は 4 億 3,105 万円で、前年度比 5%の減となっています。

文化センター大ホール音響設備工事、アンフォルメル中川村美術館のアトリエ棟改修工事が行われました。

11 款の災害復旧費は 1 億 4,977 万 5,000 円で、前年度比 27.6%の増となっています。

農地等災害復旧工事、林業施設災害復旧事業が行われています。

12 款の公債費は 3 億 8,343 万 8,000 円で、昨年度は繰上償還がなかったため前年度比 24.9%の減となっています。

以上が歳出の決算概要です。

なお、7 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

ページが飛びますが、決算書の 101 ページを御覧ください。

実質収支に関する調書になりますけれども、実質収支につきましては、歳入歳出差引き額の 5 億 3,942 万 5,000 円から翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額と（3）事故繰越繰越額を差引き、実質収支額は 4 億 2,837 万 9,000 円となりました。

歳入歳出総額は、前年度に比べて歳入決算額で 1.1%の増、歳出決算額で 0.8%の減、実質収支額は 7%の増となりました。

次に 105 ページの基金を御覧ください。

基金の状況ですが、前年度末現在高は 27 億 9,391 万円で、4 年度中に 3 億 7,719 万 6,000 円を積立て、3,349 万 6,000 円を繰り崩しています。

年度末現在高は、17 基金の合計で 31 億 3,961 万円、前年度比 3 億 4,370 万円の増額となっています。



以上で一般会計を終わります。

次に特別会計決算ですが、最初に議案第7号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

国保3ページを御覧ください。

令和4年度の歳入総額は4億5,527万3,721円、歳出総額は4億5,459万1,646円で、差引き残額は68万2,075円です。

前年度比は、歳入0.6%の増、歳出2.2%の増になっています。

国保1ページの戻っていただきまして、歳入ですが、1款の国民健康保険税は収入済額9,380万4,000円、不納欠損額は5万8,000円、収入未済の滞納額は244万2,000円、徴収率は前年度比0.4ポイント増の97.4%となっています。

8款の県支出金は3億2,873万2,000円で、前年度比3%の増です。

13款の繰入金是一般会計から2,185万9,000円、国保支払基金準備基金から50万円を繰り入れました。

次に国保2ページの歳出ですが、2款の保険給付費は3億2,94万7,000円で、前年度比3.4%の増となっており、主な要因としてコロナウイルス感染症による受診控えがコロナ前に戻りつつあるためと思われます。

次に国保17ページ飛んでいただきまして、財産に関する調書を御覧ください。

国保支払準備基金は、50万円の取崩しを行い、年度末残高は2,500万円となっています。

次に議案第8号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

介護3ページを御覧ください。

令和4年度の歳入総額は6億8,742万2,529円、歳出総額は6億3,614万2,780円で、差引き残額は5,127万9,749円です。

前年度比は、歳入1.7%の減、歳出4.5%の減になっています。

介護1ページに戻っていただき、歳入の1款 保険料は1億3,246万7,000円で、前年度とほぼ同じです。

収入未済の滞納額は140万2,000円で、徴収率は前年度比0.1ポイント減の98.6%となっています。

4款の国庫支出金は1億8,442万7,000円、5款の支払基金交付金は1億6,418万7,000円、6款の県支出金は8,785万5,000円で、それぞれ保険給付費と地域支援事業費に充てられています。

10款の繰入金是一般会計からの8,401万9,000円で、介護給付費準備基金を取り崩しての繰入れはありませんでした。

次に介護2ページの歳出、2款の保険給付費は5億4,776万2,000円で、前年度比8.4%の減です。要介護認定者の減少に伴う保険給付費の減が主な要因です。

5款の地域支援事業は3,737万5,000円で、前年度比23.4%の増です。コーディネーターの配置やグループホームなどへの家賃補助事業によるものです。

次に飛びまして介護17ページの財産に関する調書を御覧ください。

介護給付費準備基金は、積立て2,000万円で、取崩しはなく、年度末残高は6,200万円となっています。

次に議案第9号、中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

後期2ページを御覧ください。

令和4年度の歳入総額は5,813万9,520円、歳出総額は5,813万3,96円で、差引き残額は6,424円となりました。

前年度比は歳入歳出とも2.9%の増となりました。

後期1ページに戻っていただき、1款の後期高齢者医療保険料は4,402万3,000円で、前年度比1.1%の増です。

収入未済の滞納額は4万2,000円、徴収率は99.9%で、前年度同様にほぼ100%に近い数字となっています。

4款の繰入金は1,395万4,000円で、全額、一般会計からとなっています。

後期2ページの歳出、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は5,749万9,000円で、前年度比2.7%の増です。被保険者であります75歳以上の増によるものです。

以上、一般会計及び特別会計3会計の決算書の説明とさせていただきます。

審査のほどよろしくをお願いいたします。

それでは引き続きまして議案第10号について御説明をいたします。

議案第10号 令和4年度中川村水道事業決算認定について御説明をいたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので、企業会計方式により処理をしています。

説明に当たり、金額は1,000円未満切捨てで申し上げます。

まず1ページからの決算報告書について御説明をいたします。

1ページの(1)収益的収入及び支出ですが、収入の第1款 収益的収入の決算額は1億3,978万3,000円であります。

支出の第1款 収益的支出の決算額は1億1,149万7,000円であります。

2ページの(2)資本的収入及び支出では、収入の第1款 資本的収入の決算額は6,070万6,000円であります。

支出の第1款 資本的支出の決算額は8,604万5,000円であります。

欄外記載のとおり、差引き2,533万8,000円の不足となりますが、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

次に3ページからの財務諸表ですが、起債については借受け消費税を除いた税抜き数値となっています。

まず3ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は9,276万3,000円、2 営業費用は1億663万7,000円となり、収益から費用を引いた営業利益は1,387万4,000円の損失となりました。

3 営業外収益3,694万4,000円及び4 営業外費用165万5,000円を差し引いた経常利益は2,141万4,000円となりました。

その結果、当年度純利益は2,141万4,000円の黒字となりました。

○建設環境課長

また、当年度未処分利益剰余金は5億3,125万7,000円となりました。

続いて4ページを御覧ください。

まず上の表の剰余金計算書を御覧ください。

前年度の処分後残高において資本金490万円、資本剰余金723万5,000円、減災積立金4,280万円及び未処分利益剰余金5億984万3,000円がありました。

損益計算書による当年度純利益の2,141万4,000円を未処分利益剰余金として処理しましたので、当年度末残高は5億8,619万3,000円となりました。

下の表は剰余金処分計算書案です。上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の全てをそのまま翌年度に繰越し処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは令和4年度末現在の財政状況を表しています。

資本合計は13億8,627万円であります。

負債合計は8億7万7,000円、資本合計は5億8,619万3,000円で、負債と資本の合計は資本合計と同額となるものです。

6ページ以下は決算附属資料です。事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しましたので、それぞれお読み取りいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

続きまして議案第11号 令和4年度下水道事業決算認定について御説明をいたします。

下水道事業につきましては、令和2年から地方公営企業法を適用しましたので、今回が3回目の企業会計方式による決算報告となります。

説明に当たり金額は1,000円未満切捨てで申し上げます。

まず1ページからの決算報告書について説明します。

1ページの(1)収益的収入及び支出ですが、収入の第1款 収益的収入の決算額は2億9,904万2,000円であります。

支出の第1款 収益的支出の決算額は2億8,213万1,000円であります。

2ページの(2)資本的収入及び支出では、収入の第1款 資本的収入の決算額は1億1,420万円であります。

支出の第1款 資本的支出の決算額は2億2,531万6,000円であります。

欄外記載のとおり差引き1億1,111万6,000円の不足額は損益勘定留保資金及び減災積立金で補填いたしました。

次に3ページからの財務諸表ですが、起債については借受け消費税を除いた税抜き数値となっています。

まず3ページの損益計算書を御覧ください。

1 営業収益は7,934万4,000円、2 営業費用は2億4,844万円となり、収益から費用を引いた営業利益は1億6,906万6,000円の損失となりました。

3 営業外収益2億1,174万7,000円及び4 営業外費用2,453万2,000円を差引きした経常利益は1,814万8,000円となりました。

5 特別利益及び6 特別損益を計上後、当年度純利益は1,814万8,000円の黒字となりました。

また、当年度未処分利益剰余金は2,650万7,000円となりました。

続いて4ページを御覧ください。

まず上の表、剰余金計算書を御覧ください。

前年度末の処分後残高において資本金13億6,857万3,000円、資本剰余金1,662万4,000円、未処分利益剰余金3,619万2,000円がありました。

損益計算書による当年度純利益の1,814万8,000円を未処分利益剰余金として処理しましたので、利益剰余金の当年度末残高は5,434万1,000円となりました。

下の表は剰余金処分計算書案です。上の表の剰余金の処分について議決を求めるものであります。

資本金、資本剰余金は全てをそのまま翌年度に繰越し、未処分利益剰余金については減災積立金への積立て処理をしたいとするものであります。

続きまして5ページの貸借対照表ですが、これは令和4年度末現在の財政状況を表しています。

資本合計は45億58万6,000円であります。

負債合計は30億6,104万7,000円、資本合計は14億3,953万9,000円で、負債と資本の合計は資本合計と同額となるものであります。

6ページ以下は決算附属書類です。

事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付いたしましたので、それぞれお読み取りいただくこととしまして、決算書類の説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

○代表監査委員

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

岡田です。

地方税法に基づき審査に付されました次の決算及び基金運用状況について別紙のとおり意見をつけて提出しますということで、皆様のお手元の報告書を御覧ください。

審査に付されました決算等につきましては、(1)の中川村一般会計決算以下(2)(3)(4)、そして(5)の令和4年度各種基金運用状況であります。

1ページめくっていただいて、決算審査意見書。

第1 審査の概要。

1 審査の対象、(1)令和4年度一般会計決算以下3つの特別会計と基金の運用状況です。

2 審査の期間、令和5年7月24日25日27日及び28日の4日間行いました。

4 審査の方法、審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況に関

する調書等について、計数の確認、関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に検証、執行されているかなどに主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査手続をもって実施した。

## 第2 審査の結果。

### 1 総括。

#### (1) 総括意見。

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取組を着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別会計3会計とも実質収支は黒字決算となった。うち一般会計の実質収支は4億2,837万7,000円となった。

地方交付税が歳入に占める割合は46%となっています。

2行飛びます。

今後の財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

#### (2) 決算規模。

一般会計は、前年度に比べて歳入で5,084万1,000円の増、歳出で3,311万8,000円の減となっている。

特別会計の合計は、前年度比、歳入で737万7,000円の減、歳出で1,857万5,000円の減となっている。

一般会計と特別会計の実質収支の合計は昨年度比で3,921万7,000円の増となっている。

次のページの表にまとめてあります。

3ページを御覧ください。

一般会計及び特別会計の決算額は以下のとおりであります。

(3) 財政構造の弾力性についてですが、以下の表が主要財務指標の過去10年間のものになります。細かく報告はいたしません、大切な数字でありますので確認をお願いいたします。

なお、昨年の決算に基づく財務指標、ここでいいますと右から2つ目の下から2行目になりますが、この数値は財務指標——実質公債費比率になりますけども、この数値がその歳出に対し修正が発生いたしましたので、修正審査として別紙のとおり実施いたしておりますので、報告をいたします。

飛びます。

4ページ。

## 2 一般会計。

なお、これからの報告については、先ほどの会計管理者の説明した部分と重複する部分もあり、議員の皆様には特別委員会での審議もありますので、以後、大きな増減や特出すべき事項について主に報告をさせていただきます。

### (1) 歳入。

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりであります。

#### ①村税。

ア 村税の決算額は4億8,126万6,000円で、前年度比2,220万6,000円の増となっています。

ウ 村税全体で不納欠損処分は86件99万1,000円で、前年度に比べ52万5,000円増加している。処分は地方税法の規定に基づき適正に処理されているものと認めた。

今後も徴収努力を続ける中で厳正、的確に処理されたい。

エ 村税の徴収率は98.1%で、前年度比0.1ポイント徴収率が向上した。

飛びます。

5ページ。

⑥国庫支出金、決算額は4億2,375万4,000円で、前年度比6,174万3,000円の減となっている。コロナ関係の交付金、負担金、支援金等となっています。

⑧財産収入、決算額は2,996万1,000円で、前年度比1,914万9,000円の増となっています。主なものは村の土地を売り払った半の沢の県道路改良に伴うものであります。

⑩番、繰入金、決算額は3,349万6,000円で、前年度比2,242万2,000円の増となっています。地域づくり基金繰入金2,737万円が主なものです。

⑫村債、決算額は3億680万円で、前年度比5,820万円の減となった。

6行飛びます。

今後の村の持続的な発展に向けた過疎債をはじめとする各種の財政支援を有効に活用して事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努められたい。

(2) 歳出、一般会計の歳出は予算現額に対して支出済額42億1,406万8,000円で、不用額4億4,127万7,000円で、予算に対する執行率は85.5%でした。

1行飛びます。

事業等については積極的、効率的に執行されており、経費節減の努力もうかがえた。

#### ②総務費。

ア 決算額は9億8,684万6,000円で、前年度比9,183万4,000円の増となっている。

事業や施策に多くの項目があり、前年度比200%以上や皆増といった項目もありましたが、いずれも必要性があり、決算の妥当性や正確な処理であったことを確認した。

飛びます。

7 ページ。

### ③民生費。

ア 決算額は8億4,379万8,000円で、前年度比7,706万8,000円の減となっています。

一般的に福祉ということになるかと思いますが、項目によっては500%以上の増があったりしておりましたが、今後も従来どおり安定した継続性ある施策、事業に取り組まれます。

大きく飛びます。

10 ページ。

### ⑩公債費。

ウ 将来的に大型の起債事業が想定されることに伴い、今後、公債費が増加する見込みであることから、引き続き慎重な財政運営を期待する。

#### (3) 基金。

ア 積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は27億9,591万円で、令和4年度中の積立額は3億7,719万6,000円、取崩し額は3,349万6,000円で、令和4年度末現在額は31億3,961万円となっている。その運用については適正なもの認めました。

11 ページ。

#### 3 特別会計。

特別会計3会計の歳入合計12億83万7,000円、歳入合計11億4,886万8,000円で、予算に対する執行率は95.7%であった。

各特別会計とも歳入確保に努力され、また歳出についても経費節減に努めながら適正に執行されていることを認めた。

飛びます。

12 ページ。

#### 4 その他。

(1) ここ数年、複数の課においてコロナに関する交付金や価格高騰緊急支援給付金等を活用した事業や備品購入等が多く多くの村民に対して広く行われた。各課にてコロナ禍で影響を受けた人たちへの対策が知恵を出し合いタイムリーに行われたことを評価する。

令和5年度においては、いわゆる生活弱者の方々や真に困っていた方々のために、落ちや漏れ、不足はなかったのかといった面からも検証し、これからの施策に役立てられたい。

(2) 住民税務課、保健福祉課、建設環境課等、様々な分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関係部署合同での徴収対策会議の開催や徴収時の関係部署間の連携により未収金解消に努力されており、項目での増減はあるものの、近年の未収金は全体とすれば横ばいから少しずつ減る傾向にあります。

今後も積極的な取組によってその解消になお一層努力されたい。

(3) マイナンバー制度の交付率については、担当課をはじめ庁内一体となった交付率の向上に取り組まれ、全国や県の平均値を上回る交付率72%を達成したことに対して評価をする。

以上です。

続いて上下水道関係の意見書の提出についても行っておりますので、続けて報告をさせていただきます。

報告書を御覧ください。

2 ページ、決算審査意見書。

#### 第1 審査の概要。

1 審査の対象、(1) 令和4年度水道事業決算、(2) 令和4年度下水道事業決算。

2 審査の期間、令和4年7月24日から28日まで。

3 審査の方法ですが、(1) 前記各事業の決算について経営成績及び財務状況が適切に表示されているかどうかについて審査を行った、(2) 審査は提出された決算書及び附属書類の計数を関係諸帳簿と照合しながら帳票記録の正確性の検証、担当職員への質疑等により行った。

#### 第2 審査の結果。

前記各事業決算書及び財務諸表の記載事項については、計数に誤りがなく正確で、経営成績と財務状況を適切に表示しているものと認めた。

なお、細部数値については、先ほど課長報告がありましたので省略をいたします。

飛びます。

3 ページ。

#### 3 審査意見の総括。

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和4年度は2,141万4,000円の純利益となっている。

当年度未処理利益剰余金は5億3,125万8,000円となっている。

今後とも健全経営のために、経営経費の削減、有収率の改善など、企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 平成28年度から有収率が向上しているが、今後も配水管及び給水管の維持、修理と計画的な布設替えを進め、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努力されたい。

以上、水道関係です。

令和4年度下水道事業決算。

決算書及び財務諸表等による経営成績及び財政状況の概況については次のとおりであります。

水道事業同様、各事業決算及び財務諸表の記載事項については、計数に誤りがなく正確で、経営成績と財政状況を適切に表示しているものと認めた。

飛びます。

4 ページ。

3 審査意見の総括。

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 令和4年度は1,814万9,000円の純利益となっている。

(2) 今後も引き続き下水道施設の的確な状況把握に努め、必要な維持修繕や更新を効率的に進められたい。

(3) 長期的かつ効率的な事業運営を図るため、施設の統廃合などを含めた污水处理施設の整備方針の見直しについて検討を進められたい。

以上。

○議 長 審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、本案については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。

お諮りします。

日程第15 議案第12号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第13号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第14号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第15号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第16号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の5議案を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第15 議案第12号から日程第19 議案第16号までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは議案第12号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、令和4年度決算による前年度の繰越金、令和5年度普通交付税

額の確定による増額、それに伴い余裕財源の基金への積立て、その他必要な予算について所要の補正を行うものであります。

議案書を御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,630万円を追加し、総額を45億1,830万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表によるもの。

第2条 地方債の補正は第2表によるものであります。

5 ページを御覧ください。

第2表 地方債補正であります。追加と次のページの最後尾の廃止は、村道維持管理事業、林道改良事業の2事業について過疎債の事業費目、ハードとソフトを組み合わせるもの、変更は、過疎債1次協議分の減額調整に伴い簡易水道事業、下水道事業で借入れを予定していた過疎債を取りやめ、一般会計の各事業に充当するための変更で、全体で3,595万7,000円の増額であります。

7 ページからは事項別明細書になります。

なお、さきの議会全員協議会で資料をお配りしておりますので、主なものについて御説明をさせていただきます。

歳入であります。9 ページ、11 款 地方特例交付金は交付額の決定による更正減。

10 ページ、12 款 地方交付税は、今年度の普通交付税交付額の決定により1億6,061万3,000円を増額するものであります。前年度比では約1,730万円余の増となります。

11 ページ、16 款 国庫支出金であります。それぞれ各種負担金、補助金等の内示及び決定等による補正で、01 国庫負担金、衛生費国庫負担金の512万3,000円は、9月から実施をいたします秋冬の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金の追加。

02 国庫補助金の総務費補助金、デジタル基盤改革支援補助金187万円は行政情報システムの標準化に係る補助金で、上伊那広域連合情報システム機改修費に充てるもの。

保健衛生費補助金473万9,000円は、負担金と同じく新型コロナワクチン接種事業に係る補助金の追加。

08 土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業補助金内示額の減により569万3,000円の減額であります。

12 ページ。

17 款 県支出金も各種補助金の内示、決定等による補正であります。06 農林水産業費県補助金の農業費補助金、農作物等災害緊急対策事業35万5,000円は、今年春先の凍霜害により被害を受けた農業者支援対策に係る補助金で、JAが実施する支援事業に対し、県が4分の1、市町村が4分の1を負担して支援するものであります。

林業費補助金の森林づくり推進事業支援金は、県の森林づくり県民税活用事業の補助メニューの見直しにより予定していた事業が廃止をされたため134万2,000円の減額。

観光地等魅力向上森林景観整備事業は今年度は補助金の配分がなかったため45万

円の減額で、次の信州の森林づくり事業は村道沿線の支障となる森林の整備を行う事業で、追加要望した1路線分90万円を追加するものであります。

14 ページの寄附金は、それぞれ村出身の個人の方と上伊那郡内の企業からいただいた寄附金であります。御厚志をいただきました皆様に改めてお礼を申し上げます。

15 ページ、20 款 繰入金 5,500 万円の減額であります。前年度繰越金の増を踏まえ、当初予定しておりました積立基金からの繰入額を減額するものであります。

16 ページ、21 款 繰越金は令和4年度決算に伴う繰越金の増額で、3億803万5,000円を追加するものであります。

17 ページの 22 款 諸収入、雑入、その他建設環境関係費 60 万円は先日の全協で御説明をいたしました公営住宅・村営住宅敷金特別会計の預金利息で、これまでの利息を生産し、一般会計に入れ、住宅の共用部分の維持管理経費に充てるものであります。

18 ページ、23 款 村債は第2表 地方債の補正で御説明した内容のものであります。

続いて歳出について御説明をいたします。

19 ページ。

1 款 議会費は視察旅費の追加であります。

20 ページ、2 款 総務費であります。文書広報費は情報通信ネットワークシステム機器整備等に係る経費の補正で、286万8,000円の追加。

財産管理費の工事請負費は旧中川カントリーエレベーター跡地の排水対策工事の追加。

21 ページ、交通対策費、リニア中央新幹線関連事業は、小和田地区基盤整備事業に係る工事費の追加と、国の河川改修事業と合同で起工式を実施することとなったため起工式に係る経費のうち村負担分の経費を追加計上するものであります。

22 ページ、特定目的基金費であります。冒頭で申し上げましたとおり、前年度の繰越金が確定をしたことから、余裕財源を公共施設等整備基金、教育文化振興基金に合わせて2億2,420万円を積み増しするものであります。

次の定額運用基金費は、需要が増えている奨学基金の財源確保ため5,000万円の繰出しを行うものであります。

次に、24 ページ、3 款 民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費、障害者支援事業の増額は、障害者支援事業に係る前年度国庫負担金・補助金精算返還金の追加であります。

老人福祉費、老人福祉事業の負担金199万6,000円は、市町村措置施設であります上伊那福祉協会養護老人ホーム運営経費の赤字補填に係る負担金であります。

介護保険事業の減額は、育児休業明け職員の課内異動に伴う職員給与の調整で、27ページの保健衛生総務費と組替えを行うものであります。

25 ページ、児童福祉費は、村外保育施設入所に係る施設型給付費の追加、保育所の施設修繕費、子育て世帯生活支援特別給付金関係費の追加等により全体で249万3,000円の増額であります。

次に、27 ページ、4 款 衛生費であります。保健衛生総務費の増額は、先ほど御説明をした職員人件費の調整が主なものであります。

予防費は、歳入で御説明をいたしました秋冬の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費で、986万2,000円を追加計上いたします。

28 ページ、環境衛生費は合併処理浄化槽設置補助金の追加であります。

29 ページ、6 款 農林水産業費の農業費、農業振興費は農業担い手支援事業補助金の申請件数の増により937万5,000円の増額。

農産物等災害緊急対策事業補助金は歳入で御説明をいたしましたJA上伊那が実施をいたします今年春の凍霜害被害に係る農業者支援事業に対する補助金で、果実被害の有利販売のための共同貯蔵・共同輸送費等について2分の1の補助を行うもので、中川村負担分として71万円を見込んで計上するものであります。

林業費、林業振興事業、委託料の観光地等魅力向上森林景観整備事業と工事請負費の森林づくり推進支援事業の減額は、歳入で御説明をいたしました県の森林づくり県民税活用事業の補助メニュー廃止により事業を見送ることとし、減額をするものであります。

31 ページ、7 款 商工費であります。商工振興費は今年度対象となる事業用施設新增設奨励金の増額。

観光費は、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う学生合宿の需要回復により合宿誘致補助金20万円の増額と桑原キャンプ場施設改修工事の追加等で、全体で282万円の増額であります。

32 ページ、8 款 土木費であります。道路橋梁費、道路維持管理費は、村単道路維持工事に係る測量設計、用地測量業務及び地元要望による支障木伐採業務の委託料として420万円、工事請負費については全協で御説明をいたしました残土処理場の整備工事費の追加と地元要望箇所の道路維持工事費等の追加で1,850万円の増額、上伊那広域連合業務委託費100万円で、道路維持管理費全体で2,470万円の増額であります。

道路新設改良費2,665万円は村道北林漁業地線改良工事の増額。

橋梁維持費は寺坂橋の修繕工事に係る調査設計業務委託料の増額であります。

33 ページの都市計画費、公園費の工事請負費は、村が管理する都市公園の支障木伐採、藤棚の整備、環境整備費等の追加。

土地購入費は三共地区の緑地整備に係る用地費の追加であります。

34 ページ、9 款 消防費、消防施設費は、道路工事に伴う消火栓移設補償に係る水道事業会計負担金20万6,000円と、補助金40万円は各地区から要望があった消火栓ボックスホースの更新等に対する補助金の追加であります。

次に、10 款 教育費であります。教育総務費の教育委員会費は、新たな学校づくりの先進地視察旅費の追加。

事務局費は新たな学校づくりプロジェクトの地区懇談会、シンポジウム開催等に係る経費の追加。

学校給食費は、追加で募集をしております会計年度給食調理員の人件費、調理機器の修繕費等で144万1,000円の追加。

36ページの小学校管理費、ICT環境整備事業は、GIGAスクール運用サポート業務委託費の追加。

以下、小学校費から37ページの中学校費は、学校施設の維持管理費及び教育振興費について所要の補正を行うものであります。

社会教育費につきましてもそれぞれ不足する予算の補正を行うものでありますが、38ページの保健体育費、体育施設費の工事請負費はサンアリーナトイレ洋式化工事の増額と落雷により故障している村民グラウンド電波時計の取替えを行う工事費であります。

最後に、39ページ、14款 予備費を今後の支出に備え7,977万6,000円増額し、予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。

まず議案第13号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を4億2,000万円とするものです。

最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。

国保税ですが、今回は予算額の調整のために10万5,000円を増額します。

6ページの繰越金ですが、令和4年度決算額の確定により繰越金の予算総額は68万2,000円となります。

補正前の予算額に32万8,000円を増額します。

7ページの諸収入ですが、令和4年度保険給付費の還付として総額356万8,000円を雑入科目で収入にします。

続いて歳出ですが、8ページを御覧ください。

8ページの国保事業費納付金は、納付金の額が確定したため、医療給付費分は13万4,000円増額、後期高齢者支援金等分は49万7,000円減額、介護納付金分は17万6,000円増額します。

9ページの諸支出金は、医療給付費については県交付金により支出されるため県への返還が必要となり、雑入科目で収入した額と同額の356万9,000円を増額します。

10ページの予備費で収支を調整しました。

次に議案第14号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をお願いします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を6億8,600万円とするものです。

最初に歳入ですが、5ページを御覧ください。

介護保険料は、6月本算定の調定額に合わせるため481万2,000円を増額します。

6ページの繰越金ですが、令和4年度決算額が確定し、繰越金の予算総額が5,127万9,000円となります。補正前の額に4,531万9,000円を増額します。

7ページの諸収入で調整をしました。

続いて歳出ですが、8ページを御覧ください。

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に通所型サービス等の利用を支援するため、委託料に30万円を追加します。

包括的支援事業任意事業費は、地域包括支援センターのプリンターを購入するため備品購入費に10万5,000円を追加します。

9ページの諸支出金は、過年度分の介護保険料の還付金に5万5,000円を増額、令和4年度介護給付費等が確定し、国庫負担金に2,599万5,000円、県負担金に431万3,000円、支払基金交付金に940万5,000円を増額し、返還します。

10ページの予備費で調整をしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議案第15号及び第16号について提案説明をいたします。

まず議案第15号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正は、営業収益として消火栓移転補償費を増額し、営業費用として漏水調査委託費を増額します。

あわせて、起債の限度額について、過疎対策事業を減額し、同額を簡易水道事業債により増額し、補正するものであります。

第2条 収益的収入について、営業収益に20万5,000円を増額し、総額を1億3,030万5,000円とし、収益的支出については営業費用50万円を増額し、総額を1億3,044万2,000円とするものであります。

7ページの予算実施計画明細書を御覧ください。

営業収益の消火栓移転補償費20万5,000円増額は、県道北林飯島線の県道拡幅工事に伴い、負担金収入の増額です。

次の8ページ、営業費用の配水及び給水費の委託料50万円の増額は、有収率の向上を図るために漏水調査を実施するため補正を行います。

9ページ、企業債では、建設改良等の財源に充てるため、企業債として過疎対策事業債減額分の7,560万円を簡易水道事業債に振り替えて増額するものであります。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

続いて議案第16号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正は、施設修繕等に伴う収益的支出の補正、併せて起債限度額の補正を行うものです。

第2条 収益的支出について、営業費用に100万円を増額し、総額を2億7,426万8,000円とするものです。

○保健福祉課長

○建設環境課長

第3条 予算第4条 資本的収入及び支出について、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を1億1,397万4,000円に改め、資本的収入の企業債を100万円、資本的支出の建設改良費を104万5,000円、それぞれ増額します。

第4条 起債限度額について、下水道事業債を5,070万円増額し、過疎対策事業債を4,970万円減額します。

7ページからの予算実施計画明細書を御覧ください。

同ページの営業費用の処理場費100万円の増額は移動脱水車修繕によるものです。

8ページ、企業債の建設改良費等の財源に充てるための企業債100万円の増額は、過疎対策事業債減額分を同額下水道事業債に振替及び汚泥供給ポンプ更新に下水道事業債を充てるものであります。

9ページ、建設改良費の工事請負費104万5,000円は、片桐浄化センター汚泥供給ポンプ更新のための増額です。

以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきます。提案説明とさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
まず議案第12号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第13号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第15号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
あ、すみません。失礼しました。  
次に議案第14号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第15号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。  
次に議案第16号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩とします。再開は午後11時15分とします。  
〔午前10時54分 休憩〕  
〔午前11時15分 再開〕

○議 長 会議を再開します。  
日程第20 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。  
3番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告をいたしました2問について一般質問を行います。  
まず最初に「自衛隊員募集に関する募集対象者の自治体からの名簿提供について」質問いたします。  
近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中で、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前にも増して強化されてきていると言われております。  
特に、防衛省が自衛官や自衛官候補生の募集に関して必要な資料だとして募集対象者の住民基本台帳情報4項目——氏名、生年月日、性別、住所を紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対応から逸脱し住民の個人情報や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しており、防衛省提供資料によると、2022年度に自衛官募集のために若者の個人情報を記載した名簿を提供した自治体が全国1,747自治体中1,068自治体となり、初めて6割を超えました。住民基本台帳の閲覧は534自治体と、約2割減少しました。  
自衛隊をめぐることは、少子化に加え、2015年の安保関連法の成立以後、任務の危険度が格段に高まったことも影響して採用環境で厳しさが増大、法的基盤や物的基盤に加え、人的基盤を強化するため、自衛隊員の募集業務をめぐる地方自治体への協力要請を強める体制づくりを推進しており、この中心にあるのが募集対象者の個人情報の提供を求める動きとなっています。  
そこで、中川村として今までの経過と現在どのような対応を行っているかをお聞きします。今までの経過では多分閲覧という形を取ってきたと思いますが、ここ近年、現状はどうなっているかということをお聞きしたいというふうに思います。



○村 長 それでは、今までの経過を含めて、現在どのような対応、扱いをしているかについてお答えをいたします。

まず、これまでの経過と対応でございます。

自衛隊長野地方協力本部——伊那市にあるわけでありますが、毎年度、募集対象者——翌年度に 18 歳になる者に対して自衛官及び自衛官候補生の募集に関する案内を送付する目的で、令和 2 年度までは住民基本台帳法第 11 条第 1 項に基づき住民基本代表の一部の写しの閲覧を行い、適齢者の情報を筆写——書き写し方式でございますが、しておりました。閲覧の際には情報の取扱いについて住民基本台帳法及び関連法令の規定の順守、個人情報保護法及び関連法令の規定の順守などについて誓約書を提出した上で閲覧と筆写をしていただいております。

令和元年 5 月 18 日付信濃毎日新聞に「自衛隊への名簿提供」「県内「考える会」発足」の見出しでこのことを疑問視する県民有志の記事が掲載されまして、同年 5 月 29 日に開催された上伊那戸籍住民基本台帳事務協議会では上伊那の市町村でどのような対応をしているかについて意見交換をしております。一部を除き、ほとんどの市町村が住民基本台帳の閲覧によるものであります。

これを受けまして、閲覧方法について、改めて当時の村長——私、総務課長、交通防災係、住民税務課住民係で協議をいたしまして、これからも住基法による閲覧とすることを確認しております。

なお、住民基本代表法に基づく閲覧につきましては、同法第 11 条第 3 項に基づき、毎年度、閲覧の状況を「広報なかがわ」で、現在は村のホームページ上で公表しております。

これが経過でありまして、現在はどのような対応しておるかについて申し上げます。

自衛隊への情報提供につきましては、根拠としては自衛隊法第 97 条で定められております法定受託事務でございます。それで、自衛隊法施行令第 120 条の規定によりまして情報提供をしております。

また、令和 4 年度からは、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報——氏名、生年月日、性別、住所に関する資料の提出については紙媒体にて行っております。

○3 番 (中塚礼次郎) ただいま村長のほうから今までの経過と現在の中川村の対応についてお話がありました。

今回この質問を私がするのは、現状の中川がどうこうっていうこともありますが、全国的に閲覧から電子媒体みたいなもので資料提供するという動きが強まっておるといふことがありまして、そうなっていったらということでの質問をしておるわけです。

ただいま今までの経過と現在の対応について答弁がありましたが、こういった背景には国からの圧力や募集体制の強化があるわけですが、近年の経過では、2019 年 1 月から 2 月にかけて、当時の安倍晋三首相が衆議院本会議や自民党大会で自治体から自衛隊への適齢者名簿の提供を念頭に全国の 6 割以上の自治体から必要な協力を得られ

ていないと繰り返し発言したほか、同時期に自民党政務調査会が自衛隊への名簿提供に関して所属する国会議員の選挙区内の自治体の状況を確認するよう求める通知を出すなど、政治的な圧力が加えられたことを機に全国的に名簿提供へと切り替える動きが相次いできたと言われます。

これと前後して募集体制強化が進み、名簿の提供などについて都道府県知事への要請のみだった防衛大臣による文書での依頼が 2018 年度からは各市町村にも直接発出されるようになり、2020 年末には募集に関して必要な資料の提供について市区町村長が住民基本台帳での一部の写しを提供することは可能であると明確化した閣議決定がされました。

これを受けて、防衛、総務、両省の各課長によって都道府県知事や市区町村長が「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めた自衛隊法第 97 条第 1 項や募集に関し防衛大臣が自治体に「必要な報告又は資料の提供を求めることができる。」とする同施行令第 120 条を根拠に対象者の住民基本台帳の一部の写しを自衛隊に提出するよう求める通知が全国の自治体に出され、以降、各自治体への依頼でも法的根拠として用いられているのがこの通知であります。

また、今年に入り、4 月 1 日付で、個人情報保護法の改定に伴い、自治体の個人情報の取扱いについて同第 69 条第 1 項の法令に基づく場合に該当すれば募集対象者の個人情報を提供することに本人の同意は必要ないとする個人情報保護委員会の見解が示されました。

住民基本台帳法では 2006 年の改正に伴い個人情報に留意して記載の情報を原則非公開としておりますが、一方で、同法第 11 条第 1 項では国または地方公共団体の機関は法令で定める事務の遂行のために必要である場合には自治体に対して台帳の閲覧を請求することができる定められ、自治体が公用・公益性が高いと認めた場合に限り台帳情報の閲覧が可能とされており、明示規定があることにより大半の自治体が閲覧に準じているのが現状であります。

そもそも、名簿提供以前に原則非公開のものが公用・公益性の名の下で閲覧が認められている時点で格別な意が用いられております。

一方で、適齢者名簿のような個人情報の外部提供については、住民基本台帳ネットワーク——住基ネットや住民票の交付を除き、定めがありません。

自治体からの名簿の提供は、住民基本台帳法では定めのない個人情報の外部提供という法外な措置が取られているということに最大の問題点があり、国が自治体に対して募集対象者の個人情報の提供を求める根拠法令そのものが、そもそも根拠になり得るものではないと指摘されております。

自衛隊法第 97 条第 1 項の規定では、都道府県知事及び市町村長が行う募集事務の内容について具体的に何をするかということは特に定められていません。

また、自衛隊法施行令第 120 条についても同法第 114 条～第 119 条で定められた募集事務や募集期間、試験会場の告示、受験票の交付などの項目に関わる規定と見るべきで、個人情報の提供を行う根拠づけにはならないとの指摘もされております。

自衛隊法の立法意思を確認できる同法の解説書によれば、施行令第 120 条については、募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣——現在は防衛大臣、は都道府県知事及び市町村長に対して募集に関する一般の反応、応募者の大体的見通し、応募年齢の概数などに関する報告及び県勢統計等の資料の提供を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われているかどうかを判断するための規定だと解釈しています。

自衛隊法第 97 条第 1 項などの規定を個人情報提供の根拠として認めた場合、法令上、提供対象となる情報が何ら限定されていないため、住民基本台帳の 4 情報に限らず、当該対象者の家族構成、経済状態、健康状態など地方自治体が保有する募集に有益と考えられる全ての情報について無限定に対象とされる危険性があるとも懸念されています。

こうした自衛隊法第 97 条第 1 項や同施行令第 120 条の根拠に沿ったとしても、そもそも国からの通知は自衛隊法施行令第 120 条の防衛大臣が市町村長に資料の提供を求めることができるとする規定にのっとったものでしかありません。

また、2021 年 2 月の防衛、総務、両省による通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言とされ、同法第 247 条第 3 項では「助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。」と規定しています。

つまり、国からの依頼に応じるかどうかは自治体の独自の判断で決めることができます。名簿を提供しない非協力的な自治体だからとして災害の際に救助に出向かないなどの不利益な対応を取ることは当然許されないのであります。

適齢者名簿の自衛隊への提供について自治体が依頼に応じる義務がないことは政府もこれまで明言してきました。

2003 年 4 月 23 日の衆議院の個人情報の保護に関する特別委員会では自衛隊への適齢者名簿の提供をめぐる問題が集中的に審議され、当時の石破茂防衛庁長官は名簿提供について「私どもが依頼をしても、こたえる義務というのは必ずしもございません。」「私どもは依頼をしておるわけでございますし、そのことについてはこたえられないということであれば、それはそれでいたし方がないということでございます。」などと答弁をしています。

また、2003 年 5 月 19 日の参議院の個人情報の保護に関する特別委員会での質疑では、住民基本台帳を所管する当時の片山虎之助総務相は自衛隊法などに基づく募集対象者の個人情報提供について「事実上の要請ですから、要請を断ることは当然あり得ます。」などと答弁しています。

さきにも述べましたが、自衛隊の依頼に応じる義務がないことは政府もこれまで明言しており、適齢者名簿のような個人情報の外部提供については自治体の公用・公益性が高いと認めた場合に限って台帳情報の閲覧での対応とすべきだということです。

村長がお答えになったように、中川村では今は台帳の閲覧というふうなことだというふうにお答えをいただきました。

今は台帳の閲覧から電子媒体での提供というふうなことで要請が強められておるといふことであります。

そこで、自己の個人情報を自衛隊に提供されたくないという個人の権利保護の問題についてどう考えるかということですが、今日の新聞、長野日報の 1 面に伊那市議会のこの件に関する記事がありました。伊那市では閲覧ではなく電子媒体等のものである提供というふうなことを取っておるといふことでありまして、何回かに分けて一般質問されてきたようですが、市長の答弁では除外申請をするというふうな体制を取りたいというふうなことです。上伊那では駒ヶ根と箕輪がそういった制度として取り組んでおるといふ話を聞きました。

中川では村長からの答弁のように閲覧による提供ということですので、これは最初からずっとされてきたことではありますが、これがだんだんに電子媒体によって提供しろというふうな形になっていく場合には、個人の情報が本人の承諾なくそういったところへ提供されるってということについては個人の意思を尊重して除外申請をするというふうな体制を考えていくべきだというふうに思います。

そうすることが自治体としての最低限の責任だというふうに思うわけでありまして、今後そうやっていった場合については一人一人に周知して同意、不同意を尋ね取るというふうな方法を考えていただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○村 長 もう一遍、令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針について改めて申し上げたいというふうに思っております。

自衛隊法及び住民基本台帳法の解釈でございますが、総務省、防衛省ともに、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合については市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、つまり、これは令和 2 年 12 月 18 日に閣議決定されておることを根拠にしておるわけでありまして、それで、地方公共団体は令和 2 年度内に通知を受けておるといふことでございます。

それで、最初に御質問いただいておりますが、台帳情報の閲覧にとどめるべきであるというふうにはっきりおっしゃらなかったんですけど、事前にそういう通告がございましたので、このことについて申し上げますと、この方式によっていくと、つまり紙媒体での情報提供ということに沿っていきます。したがって、電子データとして出すということは考えておりません。

提供するのは、募集対象者の情報——氏名、生年月日、性別、住所に関する資料にこれからもとどめてまいります。

それで、もう一つ、伊那市議会での一般質問で市長がされたことが今朝の長野日報に載っております。

つまり、閲覧してほしくないという方についてはどういう取扱いをするか、そういう人たちの意思もよく分かるので、どういう取扱いをするかについては検討したいと思っております。

駒ヶ根市と箕輪町は内部での提供の規定を持っておるといふことが書いてありましたので、このことを参考にするといふふうな記事であったと思っております。

伊那市がそういう方向を出しているということも今後は考えていかなければならないというふうに思っておりますので、これについては、伊那市の対応、駒ヶ根市、箕輪町の規定、こういったものを参考にしつつ、内部でどのように考えるかということを検討いたしたいと思っております。

それから、もう一つ、名簿等の提供を自衛隊の求めに応じなかったからといって、いろんなところでの、災害時の派遣を拒否するというようなことは当然あってはならないわけでありまして。

自衛隊法の中には、大きくは、もちろん国土と日本国民を守るとというのが1個はありますし、それと国際貢献をしていくということももう一つの法律の柱です。それで、大きな柱のもう一つは災害派遣、やはり日本国民の災害からの救助活動を旨とするという、その3本の柱のうちの1本が災害派遣でございます。

したがいまして、これを自衛隊が拒否するということが当然ないというふうに見ておりますし、現にそれはなされていないだろうと思っておりますので、その点は御安心をいただきたいというか、私もそういうふうと考えております。

以上です。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから答弁がありましたように、辰野や箕輪、伊那市のそういった取組の事例もありますので、参考にさせていただいて、できるだけそういった方向に持って行っていただきたいというふうに思います。

2問目の質問に入りますが、補助制度を廃止した経過と理由ということで質問したいと思っております。

廃止となった補助事業の中ですが、自動車急加速防止の購入補助助成制度がありました。

高齢ドライバーによる事故原因で最も多いのはアクセルとブレーキの踏み間違いによるもので、安全装置購入補助制度については私も2回ほど一般質問をしてきました。村からの答弁は、高齢者の生活に車の使用は不可欠、村としても補助を考えたいということで検討をいただき、補助制度が導入されました。

それで、今はその補助制度は廃止ということですが、補助制度を廃止した経過と理由についてちょっと聞いたところだと、利用が1件だか、少ないので廃止にしたということですが、そこら辺の経過、どういう理由だったかということ、利用が少ないだけだったのか、その点をちょっとお聞きしたい。

○総務課長 御質問の補助事業につきましては、ブレーキとアクセルの踏み間違いなどによる高齢ドライバーの皆さんが加害者になる事故が複数発生しており、社会問題となる中で、令和2年4月に高齢者の事故防止及び事故時の被害軽減のためにペダル踏み間違い急発進抑制装置を装着した場合につきましては2万円の補助を行うという事業のほうを制度化しました。

この補助事業につきましては、令和3年の国内の新型車の自動ブレーキですが、衝突被害軽減ブレーキの搭載義務を受けまして、それらを考慮しまして、令和4年度—昨年度までの時限的補助事業として村の独自事業として設けたものであります。

それで、その間の補助事業の利用実績につきましては、議員さんのおっしゃるとおりでありまして、令和2年度に1件、令和3年度はゼロ件、令和4年度についてもゼロ件ということで、3年間の実績は1件ということでありまして。

自動ブレーキの義務化ですとかこの間の利用実績を踏まえまして、要綱どおり3年間で事業を終了しているという経過になります。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、経過を聞きました。

もともと3年間だけの事業だったというお答えだったので、最初からそのことはちょっと承知しておりませなんだので、なぜ廃止されたかということでこの質問をするわけです。

利用してもらうには、あらゆる場を通じての事故防止、安全のための住民への告知は十分だったのかどうか。

新たに購入される新車には自動ブレーキ搭載が義務づけられておるという点は今課長が言ったとおりだというふうに思いますが、それも理由になりますが、高齢者が安全のために新車への買換えを考えるかどうか。新車は大変高額であります。だんだん先が短くなったお年寄りの方が改めて新車を高額で買うということはなかなか考えにくいということになると、安全装置のつかない古い車というか、現在乗っておる車を利用して百姓をやったりするというふうなことでやっておるというふうに思うわけがあります。

高齢化も進んだりして年寄りも多い中で、この事業は何とか補助制度として再施行していくべきではないかということで、そのことについてお答えをお願いします。

○総務課長 この事業の周知につきましては、広報紙による広報と高齢者等に直接関係を持っていきますケアマネジャーの皆さん、民生委員の皆さん、介護事業者等の協力を得ながら周知を行ってきたところであります。

当時者の家族等の意見としましては、踏み間違いを起こすような状況であれば、次の段階——免許返納など、そういうところも考えたり勧めたりしていきたいといったような声があったようであります。

中川村におきまして車のない生活っていうものは非常に不便ではありますけれども、村では、福祉タクシーチケットの充実、またチョイソコながわの運行など、移動手段の少ない皆さんの支援の充実を行っているところであります。

お話の補助事業につきましては、現在は終了しておりますけれども、補助制度の復活を望む声等があれば、利用の実績、また利用のニーズ等々を勘案しまして、改めて制度化について検討をしたいというふうに思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) そういった住民からの要望があれば検討するという前向きなお答えをいただきましたので一安心いたしました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これにて中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

[午前11時49分 休憩]

○議長 [午後 1時15分 再開]  
会議を再開します。  
休憩前に引き続いて一般質問を行います。  
5番 桂川議員。

○5番 (桂川 雅信) それでは通告書に基づきまして一般質問を行います。  
私の質問は全部で3問あります。  
最初は「公文書管理の理念を明確にして誤廃棄の根絶を」というタイトルにしてあります。サブタイトルは「～公文書は村と村民の共有財産～」というタイトルにしてあります。  
行政が作成する公文書問題が世の中で大きな話題とされるようになったのは、いわゆる森友学園問題、加計学園問題、桜を見る会問題などで時の政権が行政文書の改ざんや隠蔽、廃棄など、およそ公文書管理の理念とは程遠いしい的な取扱いをしてきたことが契機でありました。  
ここでいう公文書管理の理念とは、法律上も明確に規定されているものであって、例えば公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）は第1条で「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と述べており、長野県公文書等の管理に関する条例も同様に第1条で「県の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものである」と規定しています。  
しかし、村の公文書管理に関する規定は、中川村文書規定があるものの、その趣旨は文書の取扱いについて必要な事項を定めるものに過ぎません。  
公文書は、単に行政機関の記録ではなく、将来にわたって行政が執行した施策や行動を評価するための重要な資料であり、その意味で村民共有の財産であるという理念が条例として規定されている必要があると考えますが、村長の考え方を伺います。

○村長 まず、現在、村には公文書の保存に関する条例なるものはございません。  
それで、公文書、行政文書の重要性については認識をしておるつもりでございます。  
具体的に何をしているかということですが、文書管理システム、これを村では2000年に導入して、2008年からは現在のシステムになり、公文書を管理しております。  
平成28年度には事務改善委員会で歴史的公文書の在り方を検討し、歴史的公文書等の選別基準の検討も行っております。  
しかし、現在、案はできておりますけれども、決定まではしておりませんが、これについては永年保存をどうしていくかというときの参考にしております。  
昨年度は文書の電子化に合わせて電子文書の取扱いや永年保存の厳格化——迷ったら、永年保存ではなく、村にとって特に必要な文書は保存をしていくという基本の下に10年保存の更新等を検討し、本年から重要と思われる文書は保存期間を更新できる旨の運用を始めております。

○5番 そういう意味で、公文書の必要性、保存の重大性は十分認識をしておりますけれども、条例化に行くかどうかということにつきましては、これは改めて事務改善委員会等で、県等の条例、こういったものも参考にしながら考えていくことかなというふうに思っております。

○5番 (桂川 雅信) 今、歴史的な文書については基準等を設けている過程であるというふうにお話がありました。  
問題は、何世代にもわたってそういった公文書が受け継がれていくために行政内部での理念を共有化していくということが重要だというふうに考えています。その意味で、法律上の問題もありますが、条例上できちんと決めていくことは将来にわたって必要なことであろうと思います。  
事務改善委員会でそういう議論がされているということですので、すぐには申し上げませんが、私はぜひ条例化に向かって前進していただきたいと思います。これは今だけの問題ではなくて、将来、数十年にわたって行政内部での文書管理の理念をきちんと職員全体で共有していく、しかもそれを村民の皆さんが理解しているということが大変大事なことだというふうに思いますので、ぜひ条例化に向かって進んでいただきたいというふうに思います。  
2番目ですが、村が公共事業として築造した構造物の資料は災害に被災した際に原因の究明に役立ちますし、補修・改修時等の貴重な資料となるものです。  
例えば村が築造した擁壁や盛土、あるいは橋梁や上下水道の構造物などが損壊した場合、その原因が設計、施工、あるいは設計で考慮しなかった周辺環境要因なのか自然的要因によるものなのかなど、場合によっては訴訟の場に持ち込まれることもありますが、この問題に決着をつけるのは建設時の設計資料であり、竣工時の工事完了図面です。  
同じように、各地の測量成果品や国土調査資料なども含めて、誰でもいつでも閲覧ができるようにしておくことは行政のデジタル化の重要な役割でもあります。  
かつて公共事業の図面などの保存が原図や製本した紙の媒体からマイクロフィルムに移行した際、多くの担当者がこれで図面の保管が楽になったと思っていました。  
しかし、肝腎の図面が必要になった際、年度別で分けてあるフィルムカードを探すためには膨大な作業が必要となり、しかも投影機では読み取れないものや保管キャビネットの置き場所、フィルムの劣化など、次々に問題が出てきてしまいました。50年後にマイクロフィルムが完全な状態であるとは考えにくい状態が長く続いていたのです。  
デジタルデータの保存方法も日進月歩ですが、一度データ変換が行われていれば容易にバックアップや他の保存機器に移動できることもデジタル化の長所ですし、特に検索機能が整備されていれば公文書保存の優位性は飛躍的に高まります。  
50年・100年後であっても、そのときの行政職員や村民から50年前の資料がきちんと保管されていて助かったと言われるように、これらの公文書は永年保存とすべきと考えますが、村の考え方を伺いたい。

○村 長 村の公共施設——建物等の図面は永年保存扱いとし、財政係で一括管理をしております。

過去の紙の図面につきましては、順次PDFという形にデータ化し、保存を図っております。

近年の図面等はデータで提出されるので、これはそのものを保存しております。

インフラ構造物の図面につきましては、現在は担当課で保存を図っておるところでありまして、文書廃棄時に必要な図面等を抜き取って永年保存を行っております。

また、近年は図面等がデータで提出されますので、担当課でデータとして保存を行いつつあります。データにつきましては消すことはありませんので、永年保存となります。

今後は、構造物等の図面は重要な文書として永年保存の扱いとして徹底してまいります。

○5 番 (桂川 雅信) 恐らく今現在は工事完了後の図面などや資料はCDなどで保存、提出をされているというふうに思いますが、これまでの資料についてはどうなっているのかちょっと伺いたいんですが、それは、恐らく過去に遡って、今保存されている資料の全部がデータになっているのかどうか伺いたいと思います。

○総務課長 データで提出されるものについてはデータで保存しているところですが、紙の図面等については順次スキャンしてデータ化しているところで、今現在全てのものがデータ化されているという状況にまでは至っておりません。

○5 番 (桂川 雅信) 建設関係のものがどれぐらいの割合でデータ化されているかどうかというのはい大体調べられていらっしゃいますか。

○総務課長 すみません。ちょっと建設の部分については承知していませんが、庁舎とか保育園等々の建物につきましては、財政係のほうに一括して図面のほうを提供していただきまして、一昨年度から順次PDF化しています。

○5 番 (桂川 雅信) 重要なことは、私たちが造ったときのことをあまり知らない築造物があるわけですね。例えば50年ぐらいまでに造った擁壁なんかは我々も知ることができないわけで、そういったものがきちんと資料として残っているかどうかというのは大変重要な問題だというふうに思います。紙の媒体で残っている可能性もありますし、フィルムで残っているかもしれないんですが、そういうものをきちんと掘り起こしてデータとして整備しておくということは必要だと思います。

もう一つ、一番重要なのは検索ができるかどうかだと思うんですね。そのときになったとき、あそこの擁壁はいつ造ったのか、どんな構造だったのかっていうことを知りたいときにすぐにそこに到達できる、そのデータにすぐに接触できるということが一番大事でして、何日もかかってデータ探しをしなければならないような状態だけは避けなければならない、せつかくデータにした意味がない。

そのためには保存の仕方、データ化が一番問題でして、データベースをつくるたびに年度別に分けたりしないで——年度別に分けると、今はいいかもしれませんが、30年後の人があの構造物はいつできたか分からないまま検索しなきゃいけないので、

それは絶対に無理です。ですので、年度別で検索をかけなきゃならないような保存の仕方はやめていただいたほうがいいと思います。

つまり、これからのところもあると思いますので、利用したい側の立場に立ってデータベースをつくっておくってことをぜひ検討していただきたいと思います。

それから、今CDで提出されているものも、保管の状態、保管の方法、データベースのつくり方をぜひ検討していただきたいと思います。ただ保管しておけばいいという問題ではなくて、検索を前提にしたデータベースのつくり方をぜひ考えていただきたいと思います。

3番目に移ります。

村と村民にとって貴重な財産である公文書は、誤って廃棄してしまうことはあってはならないことです。

現行の中川村文書規程では、公文書の廃棄は第43条で「保存期間を経過した保存文書は、主管課等の長の決裁を得て廃棄するものとする。ただし、保存期間10年以上の文書の廃棄については、総務課長と協議のうえ決定するものとする。」となっておりますが、この規程では担当課長あるいは総務課長の決裁で廃棄を決定できるようになっており、誤廃棄への対策は不十分な状況であると言わざるを得ません。

それは、御廃棄を根絶するためには管理職の個人的な責任や判断力だけに依存しない組織的な対応が必要だからであります。

長野県で今年4月に全面施行された長野県公文書管理条例は保存期間が過ぎた公文書の廃棄の適否を審議会に諮るよう義務づけています。

また、改正管理規程では公文書の誤廃棄や紛失が分かった場合は直ちに総務部に報告し必要な措置を講ずるとしており、職員に誤廃棄への注意喚起も徹底するよう呼びかけています。

一方で、公文書管理というのは、放置しておくとそのままずると保管してしまうという意味で、逆の問題もあります。

要は、公文書、行政資料を必要なときにいつでも活用できるようにしておくことが必要なものであって、行政機関全体での公文書に対する意識を高めることが必要であると考えます。50年後100年後であっても時の行政職員や村民が現在の状況を評価、考察、あるいは問題が発生した際の原因究明ができるように誤廃棄の根絶を目指すべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○村 長 公文書の誤廃棄は避けなければならない問題で、一遍うっかりみたいな形でなくしてしまうと永久に経過が分からないということになってしまうわけでありまして。

それで、先ほどから申し上げておりますとおり、現在の文書の取扱いについては中川村文書管理規程に沿って行っております。保存期間は1・3・5・10年、そして永年保存というふうになっておるわけでありまして、具体的には簿冊完結の年度から保存の期限が始まる仕組みになっております。

それで、先ほど県のお話で、審議会にかけて保存するか廃棄を決定するかという、第三者機関みたいなどころにかけていくというようなことの説明がありました。県く

らの組織になれば当然あり得るんでしょうけど、実は私どものところでこれをやろうとすると大変なことになるだろうなっていうのが1つ、つまり膨大な事務と労力がかかるのではないかということを感じるわけであります。

ただ、公文書に係る条例の制定については、県では既にこれがつくられておるようでありまして、先進自治体の事例も参考にしながら、先ほど申しましたとおり事務改善委員会を中心にこの仕組みについても研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 今、県の審議会のお話がありました。

実は県の審議会の審議委員をやっている方の報告が一度記事になったことがありました。その彼の報告を読んでも、確かに膨大な作業をやったというふうに書いてありました。2,700件だったかな、かなりの数を廃棄するかどうか判断したというふうに書いてありましたので、村でこれをやるっていうのはかなり大変なことですので、実際に県でやっている作業を村でもやったほうがいいかどうかっていうのは、私は多分違うんじゃないかなと思っています。

村は村なりの体制を組んで廃棄の判断をするっていうことがあっていいと思いますので、その方法は、やっぱり条例できちんと決めていただきたいと思います。やっぱり村民が納得する方法をぜひ考えていただきたいと思います。

今県がやっているやり方は県だからできるんであって、村の場合はいろんなやり方があっていいと思います。村民の中から審議委員を選ぶというようなことはなくてもいいと思いますが、何かもっと村の皆さんが分かるようなシステムを考えていただければいいと思います。何もなくていいのは、やっぱりちょっとまずいと思います。

それで、中川村の場合は、御存じのように戦前、戦中の兵事資料が残っていて、戦後はそのことが国内の研究者の間では物すごく高く評価をされていたようです。歴史的な資料の保存の仕方については、やっぱり非常に村の場合は高く評価されているところが今までもありますので、これまでの経験も踏まえて、ぜひ議論していただきたいと思います。

ぜひ条例化に向かって進んでいただきたいと思います。

次へ移ります。

2番目は「地域づくり事業協同組合の早期設立を」というテーマです。

本年2月に行政と議会が共同で視察を行った特定地域づくり事業協同組合について、村では条件が整えば設立に動き始めるということでした。

そこで以下の点について伺います。

1、村での特定地域づくり事業協同組合の設立に向けての進捗状況を教えてください。

○地域政策課長 村での特定地域づくり事業協同組合の設立に向けての進捗状況ということでありませう。

村内にどの程度の労働力を必要とする事業所等があるか、またその人数の把握をするために商工会員や農業者経営会議を通じて調査を行っております。観光業、製造業、

福祉施設や個人農業者を合わせて18事業者から回答がございました。必要とする労働者は少ない月で9人、多い月は36人程度の人数が上げられております。特に農業関係では夏から秋にかけての要望が多くありました。

今回の必要労働者調査は組織や関係団体に属する事業者を対象に行ったものであり、これ以上に労働力を必要とする個人事業者がいることが想定されます。

労働力不足は、すなわち働く場所が村内にあるということでもありますので、組合設立に向けて進めていく必要を強く感じております。

2月に視察を行いました2村でも言われていたとおり、組合の事務局をいかに動ける状態にするか、またどこで担うかが非常に重要だと認識しておりますので、関係団体や関係機関と協議を進め、設立までは村が主導で行っていく部分が多いと考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 今、アンケートを取られたのが18事業者ということでした。

それで、ちょっと気になったんですが、もう2番目の質問に移りますが、特定地域づくり事業協同組合は、現在の村内事業者だけではなくて、今後スタートアップを予定している方たちにとっても有益な情報になると私は思っています。

以前にもこのことについて申し上げましたが、今後起業しようとする事業者から見ると、起業直後の人件費は事業が軌道に乗るまでの経営を圧迫する主要因になっています。この期間の人件費相当額の救済は事業協同組合制度の重要な役割を担っていると私は考えています。

また、村外から起業者の要望に応じて移住してきた方にとっても当初から生活を安定させるという意味で大切な役割を担うものと考えます。

実は、この情報について最近ある方に——個人事業主ですが、話をしましたところ、ああ、そういう話があるんだっていうことで、初めて聞いたようなことを言われていました。そういうことなんだたらもうちょっと私も考えますというふうに言っていましたので、恐らくそういう情報は個人事業主の方のところにはあまり行っていないような気がします。

ですので、行政のほうでここに流そうと思っている人だけではなくて、もう少し幅を広げて、こういうこれから事業を始めたい方、始めようと思っている方、あるいは既に始めているんだけど個人事業主として細々と始めている方、そういう方にもこの情報がちゃんと行き届くような仕組みをちょっとつくっていただきたいと思えます。情報がきちんと行き渡るということが必要だと思います。

それで、特定地域づくり事業協同組合の情報は村内の個人事業主をはじめとして村外からの雇用を求めている村民にも広く周知すべきと考えていますが、担当課の今後の取組を伺いたいと思います。

○地域政策課長 今後の取組も含めてではありますが、おっしゃるとおり、労働力を求める側と就労先を求める者について今後周知を図っていくことは当然必要だと考えております。広報というのは、今後この組合の設立に向けての情報は随時出していきたいと思っております。

議員の言われるように、例えば新規就労を希望する者が地域おこし協力隊で3年間の研修を終えた後も確実な収入を得ながらももう少し実地研修を行いたい、もしくは、今おっしゃるとおり、逆に事業を立ち上げて軌道に乗るまではこの組合からの労働者の確保等を含めて進めていくと、そして独立をきちんとしていくという可能性もありますし、また資格要件や技術取得の後に、当然この組合の労働者として登録、就労していた方が独立して企業ということも可能でありますので、この制度の広報を進めながらも設立準備に入っていきたいと考えております。

○5 番 (桂川 雅信) 18事業体にアンケートを取られたという話の続きなんですけど、恐らく村の人たちでこの制度を知っている方は本当にごく一部でして、実際に何か事業をやろうと思っている方のところにはほとんど届いていないと思います。やっぱり現状はそういうことですので、できる限り村の人たち全体がこの情報に接することができるような方法を考えるべきだと思います。

もう少し情報が広まっていくと希望も要望も出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ情報の提供をしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

3番目に参ります。

「村では大規模災害時の復旧を円滑に実施できますか？」というタイトルです。

1番、去年5月に国土交通省水管理・国土保全局防災課主催で「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の説明会が行われています。この説明会は災害復旧事業の体制、経験、ノウハウが不足する市町村の災害対応力の底上げを支援することを目的として実施されたものですが、村はこの説明会——ウェブ説明会ですが、に出席されたでしょうか。

あるいは、このガイドラインの第1稿は令和4年5月に発行となっておりますが、既に入手して内容を検討されたことがありますか、伺います。

○総務課長 本説明会につきましては、昨年5月26日に県主催の説明会がウェブ形式で開催されております。職員が参加して聞いているところでもあります。市町村における災害復旧の円滑な実施に係る支援方策の在り方ですとか市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン等について県より説明があったということでもあります。

また、国交省天竜川上流河川事務所からも本ガイドラインに基づく支援などの内容につきまして機会あるごとに懇談の材料として理解を深めてきているところがございます。

○5 番 (桂川 雅信) ということは、既にこのガイドラインについては入手して内容を検討されたということでしょうか。

○総務課長 現在は内容について庁内で深く検討というところまでは至っていないという状況であります。

○5 番 (桂川 雅信) 多分そうだろうと思いました。

それで、2番目にちょっとそのことを書いたんですが、もう中身は御存じだと思うんですが、もう一度繰り返しておきます。

その目的と活用方法として以下のように書いています。これはガイドラインに書いてあることですが、

●災害発生時には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、地方公共団体自らが管理する河川や道路等の災害復旧事業に主体的に取り組むことが求められます。

●しかしながら、近年では激甚な災害が頻発しており、大規模災害時には、技術職員が不足しがちな小規模な市町村においては自らの職員のみで、急増する業務を迅速かつ円滑に遂行することが困難な状況が想定されます。

●本ガイドラインは、主として災害対応マネジメントに従事する市町村職員向けに、大規模災害時においても迅速かつ円滑に災害復旧事業を遂行できるよう、支援制度や参考となる取組、地域の先進事例などについてポイントを絞って紹介するものです。

となっております。

それで「●本ガイドラインの活用方法として、以下の取組を推奨します。」として3つ挙げているんですが、

・平時から、大規模災害時における自組織の強み、弱みを把握し、職員相互で共有するとともに、必要となる支援をピックアップしておくこと。

・定期的に活用出来る支援内容やその連絡先を確認し、緊急時に支援が受けられる団体を増やし、平時から情報共有を進めること。

・いざ大規模災害が発生した時には『躊躇なく』各種支援制度の活用を検討できるよう、災害対応マニュアルとともに災害対策本部や手に取りやすい場所に置いておくこと。

となっております。

ガイドラインは大規模災害時の災害復旧対応について基本的な事項を整理してくれています。

村は既に災害時対応マニュアルを作成しておりますが、大規模に被災した後の復旧の在り方については未完の分野であったと思います。

このガイドラインは小規模町村の災害復旧への手がかりとして現行の対応マニュアルに追加する形であっても取り込むことが可能であり、早い時期に検討されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、村単独で困難なものは伊南地域や松川町も含めた中部伊那町村での連携を視野に入れて検討することも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○村 長 今のお話でございますが、中川村の大きな災害っていいますと、三六災害、58年災害などが過去にはあります。

それで、58年災害を経験した多くの職員は退職しているような状況でありまして、大規模災害の災害復旧を経験した職員が少なくなっているのが現状です。

「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」につきましては、市町村職員向けに支援制度や参考となる取組、他の自治体等の先進事例が紹介され、災害復旧時には大変参考になるということでもあります。

管理職や各課などに配布し、常に手元に置きつつ、平時から必要となる支援制度の確認、受入れ態勢の確認等を進めるように取り組んでいきたいと思っております。まずは課長会を通じてガイドラインを配布し、各課で確認をしていくということから始めたいというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) 大規模災害の中でも地震はちょっと周辺地域も被害を受けている可能性がありますので難しいかもしれませんが、水害の場合ですが、中川村が水害の被害を受けたとき、大体天竜川の流域で起こるわけですが、上流側の町村は多分ほとんど被害を受けていない、土砂災害を除けば大規模災害を受けていない可能性が高いです。飯島とか松川とか——松川でも上流地域は被害を受けていないはずですので、上流地域との連携をぜひ視野に入れて検討していただく、連携の仕方をそれぞれと協議していただくということが必要だと思います。

○村 長 その辺についてはいかがでしょうか。

○村 長 これにつきましてはおっしゃるとおりだと思っております。

これは何年前か分かりませんが、前に2番議員のほうから、保谷沢川を見たときに、下流ではかなり濁流になってきている、それで、上流はというと、やはり下流では上流の状況が分かっていないということがありますので、災害が起きる前の体制、それから起きたときの連絡体制、こういったものについての必要は——位置的に言いますと、例えば中川村は松川町の下流に当たりますし、当然飯島町の下流側にもなります。そしてまた小渋川という川は大鹿村が上流になりますので、こういった点では、連携を図っていくということは十分必要なことだというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) ぜひ周辺の町村との連携をもう一度具体的に書き込んでいただきたいと思います。対応マニュアルは当然できておりますので、連携についてはそれぞれの町村も必要だというふうに感じているはずですので、ぜひそちらの方向も少し進めていただきたいと思います。

3番目に移ります。

大規模災害時の復旧に当たって、初動対応だけでなく、長期に及ぶ復旧作業においても地域の建設業の役割は大きなものがありますが、近年では災害復旧に関わる建設業界に人材不足という重大な問題が顕在化しています。

台風19号で被災した東信地域では、災害復旧を担う建設業界の人手が足りず、迅速な復旧作業に着手できなかった地域がありました。

現在は様々な業種で人材不足が生じており、人の健康に直接関わる医療・福祉分野だけでなく、社会インフラの整備、更新を支える分野でも人材が不足し、このまま推移すると地域の災害復旧にも大きな影響を与えかねない状況となっています。

人材不足問題は、これまでそれぞれの事業者が検討する事項として扱われてきましたが、人口減少局面の現代日本はこれまでに経験したことのない状況に突入しようとしており、一民間事業者の努力だけでこの問題を克服することは事実上不可能な事態になっています。

そこで提案ですが、特定地域づくり事業協同組合の設立と併せて、官民一体でこの

問題を解決するために知恵を絞る仕組みを検討してはどうでしょうか。

例えば、特定地域づくり事業協同組合は建設業の現場に職員を派遣できませんが、事務的作業には従事することができます。

一方で、建設業の現場代理人などの技術職員は日常業務の6割を書類作成などの時間に充てているという建設ディレクター協会のデータもあります。

つまり、建設現場の技術職員のバックオフィスでの業務を担う人材が雇用できれば現場技術職員が増加したと同じ効果を発揮することができます。

人材育成の環境と雇用を生み出すために新しい視点で技術者に学びの機会をつくるとともに、女性のキャリアパス形成や若手の育成を進めることが必要になっています。

村の建設業の実態によっては、特定地域づくり事業協同組合に依頼せずに雇用環境を充実させることが可能になるかもしれません。

村では既に災害時に村内建設業界と連携する協定ができていたと思いますが、この協定が生かされるためにも建設業界そのものが災害復旧時に体力を保っていることが必要です。

村内建設業には公共事業の形で予算が投入され、これは村内経済循環にとっても重要な役割を果たしておりますが、将来に向けてこの業界が公共事業を適切に完遂できる持続可能な体制をつくっておくことは、村内経済と被災時の復旧という両面から見ても重要課題と考えます。

村長の見解を伺います。

○村 長 建設業の中川村建設業協会でございますが、今はだんだん事業を廃業された業者さんも出てまいりましたし、十数年前であります、かなり中核的な位置を占めていた建設業者さんが倒産をするという形もあったところであります。

それで、そういう現状があるところで、お尋ねの件についてお答えをしたいと思います。

まず、建設ディレクター協会でございますが、ちょっと幾つか調べたわけでありませうけれども、これはITの技術とコミュニケーションスキルで持って建設現場を支援するといううたい込みでありまして、社員または個人を派遣社員として、例えばディレクター協会の社員さんを派遣社員にして、これは仮称ですけど中川村特定地域づくり協会の会員となった複数の建設事業者者に一定の期間派遣し、出来形図書の作成を請け負わせる。支払う給与の負担につきましては建設会社が半分で済むわけでありませう。半分は先ほど仮称で言いました中川村特定地域づくり協会が払うことになるわけでありませう。単純な図式はこんなふうになるのかなというふうにまずは思っております。

ただ、2点、疑問点と調べなければならぬと思っておりますのは、こういった高いスキルを持ったディレクター協会の個人が農業者などの他の組合員と同額程度の賃金で雇用契約を結ぶってということは、その可能性はどうなんだろうかなってことを感じるわけでありませう。

そういう意味で、建設業の業種につきましては、今後は残業時間等が厳しく制限されていきますし、週休2日を業界としても目指さなければ今後は働く場として選ばれ



ていかないという大変な岐路にあるということも認識をしておるわけでありますので、こういうことになりますと業務の継続も困難になるということを考えれば、村の建設業全体が建設ディレクター協会を活用していくという時期が近々来るのではないかと、こんなような気もしております。

○5 番 (桂川 雅信) 建設ディレクターの制度は——今この協会は一般社団法人になっております。最近まであまり話題にならなかったんですが、朝日新聞の「b e」の紙上で紹介されてからはかなりたくさん引き合いがあるそうで、今はその講習会に出ている方がたくさん生まれているようです。

しかし、村長が今言われたように、実際に中川村にその方が来てくれるかどうかのほうが先の問題だと私は思っています、全国ではもう大分この講習を受けた方が全国の建設の会社に行っているようですけれども、村にいち早く来てもらうような仕組みをちょっとつくったほうがいいのかなと思っています。

それから、今申し上げたような特定地域づくり事業協同組合の中の報酬は全員が一律に限っていないと私は思っておりまして、それぞれの雇用の中身、仕事の内容に応じて当然職員の給与は変わっていいと思いますので、定額とは限らないと思っています。

それから、もう一つは、事業協同組合の職員にならない方法もあると思っております、直接建設業の組合全体で雇用してもらうという手もあるかもしれないと思っています。

いずれにしても、今、建設業界の現場の技術者たちの事務作業っていうのは——今のところ公共事業がほとんどですので、公共事業の場合は意外と現場技術者の事務作業が多いんですね。設計変更なんかがあると物すごい量の事務作業をこなすということになります。設計変更業務だとか、あるいは工事完了時の事務作業もありますが、その日常業務の6割が事務的作業になっているというふうに書いてあったんですけれども、そこまで行かなくても、多分半分はあるだろうなと思います。

そうすると、技術屋のほうの労働時間の半分をもし削減できれば、逆に言うと、結果的には、その分、技術屋を増員したということになるわけで、こういう仕組みも何らかの形で利用できるような方策を業界と一緒に考えていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたけれども、もうこの問題は民間事業者の問題ではないというふうに思っています。もう今は人材の取り合いになっています。それで、これは建設業の人だけではなくて、あらゆる職種で人材の取り合いになってきている、そういう世界になってきていますので、人材の確保については、民間事業者だけにやらせないで、行政のほうもいろんな仕組みのつくり方を考えていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

次に、2番 松村利宏議員。

○2番 (松村 利宏) 私は通告書に基づき3問の質問をいたします。

1問目ですが、「防災・減災（1時間当たりの降雨量増大に伴う対応）について」ということで質問します。

子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりのためには、伊那谷の中心である中川村に活力を呼び込むことが必要です。

中川村は南向村、葛島村、片桐村が合併し65年が経過しましたが、中央に天竜川、東西の河岸段丘にある中小河川が天竜川に流れ込む降雨に脆弱な地形のため、防災、減災を行うことが重要です。

線状降水帯による大雨は、2014年 広島豪雨、2017年 九州北部豪雨、2018年 西日本豪雨、2020年 熊本豪雨などがあり、甚大な被害をもたらしました。

気象庁はこのような状況に対応するため線状降水帯による大雨の発生を知らせる顕著な大雨に関する情報の運用を2022年6月17日より開始、半日前に避難できるようにし、昨年12回、今年14回、線状降水帯が発生しており、全国各地で激甚被害をもたらしています。

今年の分析では3分の2の線状降水帯を予測できなかったとしていますが、線状降水帯を予測できなくても降水量が少なくなるわけではないため、注意が必要です。

行政、それから個人は、雨雲レーダーが数時間後の雨量、降雨場所を予測しているため、住んでいる地域、自宅付近の降雨予測、災害予測をすることが求められると考えます。雨雲レーダーは携帯アプリで常時見ることができます。

今年は三重県、愛知県、静岡県など太平洋側でも線状降水帯が発生していることを重視すること必要であります。

中小河川、水路の断面計算は、一般的に30年降雨量を使用しており、具体的に1時間当たりの降雨量約30mmが基本となっています。

長野県では、2018年以降、1週間当たりの雨量50mm以上で11か所の中小河川が氾濫し、甚大な被害を発生しています。中小河川は50mm以上で氾濫の危険性が高まるということが明らかです。

近年、1時間当たりの雨量は100mmが常態となっており、中小河川、水路の氾濫、過去に災害が発生していない平地部においても排水ができないため低い場所に水がたまることとなります。

最近、仙台とか岩手とか、いろんなところでこのような道路のところで車の通れない状況が続いていますが、このようなことが常態となっているのを認識する必要があると思えます。

中川村防災支会及び災害ボランティアの会は、行政とともに、7月27日、令和元年度東日本台風災害における長野市社会福祉協議会の取組及び長野地方気象台で研修し、いろんなことを学んでまいりました。

その中で、1つ目の質問ですが、住民が携帯——長野気象台アプリ、これはいろんなアプリがあるわけですが、を活用し、雨雲レーダーにより自宅付近の雨量予測、災害予測ができるように各種機会を活用して教育することを提案します。具体的には、総代会、防災訓練、社会教育で実施しているスマホ教育、学校のICT教育、

防災士を活用した各地区への教育、消防隊員への教育、役場職員への教育などを通して行うことを提案します。

村長、教育長に見解をお聞きします。

これは、各自治体でもみんな今は言われているところなんですけれども、これだけ降雨による状態が激しくなってくると、行政が判断していろいろ流すっていうのは非常に遅れてくるんじゃないかと、それよりも住民自らが判断してやっていくことが必要だということの中で述べていますんで、そういう観点でお願いしたいと思います。

○村 長 まず村の立場からといいますか、お答えをしたいと思います。

今いろんなところで防災アプリが非常に公開をされている。それで、これをぜひ入れて、各人がこれを見た上で、事前の避難、自分の周りの判断をということで盛んにやっておくことは私も理解をしておりますし、私もキキクルっていうやつは入れております。

そういう意味で、おっしゃるとおり、総代会ではこういったものの重要性も説明をいたしております。

それから、過日行われました中川村の防災訓練、集中訓練の場で、実は、いわゆる防災アプリをこうやって、何ていいますか、携帯を使って入力して情報を得てくださいと、これを入れる手順から説明をいたしました。その場ではなかなかできませんでしたが、こういったものについては、住民の皆さんがお帰りになったときに、もう一遍地区で入れていただいて、こうやって見てくださっていう教育をまずは徹底をしていく、そういうふうにしたいと思います。

消防隊員につきましても、これは本部、消防団を通じて、これは基本的には見てもらって、自分たちの状況がどうなっているかっていうことはいち早く感じてもらえるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○教育長 それでは教育の立場からお答えをさせていただきます。

防災、減災に関わる教育、これにつきましては、御指摘のように近年ますます重要になってきているというふうに認識をしております。

学校教育におきましては、安全教育として教科学習をはじめ教育活動全般で取り組まれているというふうに承知をしております。

例えば小学校4年生の社会科にはこのような目標があるんですけれども、自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追及、解決する活動を通して地域の関係機関や人々は自然災害に対し様々な協力をして対処していることや今後想定される災害に対し様々な備えをしていることを理解することとなっているなどではありますが、他教科も含めて横断的に学んでいるという状況であります。

今御質問の中でICTを活用した学習というもののお尋ねがございましたけれども、こうした教科学習の中におきましては、小学校5年生の理科、気象の変化では、日本気象協会のウェブページで気象の変化を学習しましたり教科書のQRコードを読み取って雨雲レーダー等を活用して学習したりすると、そんな形になっております。

さらに、中学校におきましては、2年生の理科、気象において、小学校同様、ウェ

ブページを活用した学習を行っております、こうした教科学習の中でICTを活用した学習が進められているというふうに承知をしております。

○2 番 (松村 利宏) 今、村長、それから教育長から答弁いただきましたが、やはり使っていただいているというか、もう既にやっていたというのは非常に安心をしました。

それで、特に中川村近傍で大雨が降っているとき、大規模災害になるとか、その前で結構なんですけれども、そういうのを常時見ていただくと、そこで活用して自分の付近がどのぐらいの雨になっているか、もしくは近くに川があった場合にはその河川が今どんな状況になっているかっていうのも全部出ますので、そういうのを常時活用していけば、台風が来たとか、いろんな、前線が停滞したとか、そういうときでも活用できると思いますんで、継続してそれが常態になっていけば、非常に、行政のほうがあんまり言わなくても連携が取れるんじゃないかと思うんで、そういう体制を取っていくっていうのが大事だと思います。

特に教育の場面では、今、小学校4年5年、それから中学2年でやっているっていうことは、これは非常に重要だと思いますんで、そういう方がいずれ社会人となり、消防団、もしくは親となって子どもたちに教えていくということの連続になると思いますんで、これをしっかりと継続していただきたいというふうに思いますんで、重ねてお願いしておきます。

次に行きます。

中川村は、近年災害が相次ぐ一方、地区の防災役員は数年単位で入れ替わっています。

大規模災害では、特に初動面で行政側の人手や対応は限られます。本来は行政が担う避難所開設も地区が代替できることが理想ですが、難しいのが現実です。

私は、近年災害が激甚化しており、発災直後は行政の支援が今まで以上に届きにくくなる可能性があるため、住民の共助がより重要になると考えます。

行政は、県、信州大学が令和元年10月に発生した令和元年東日本台風災害に関する写真や動画、体験談等を収集し災害の記憶を後世に伝え残す取組を進めている資料や避難などの際に役立つ情報が得られる県の「信州防災アプリ」を活用して自主防災組織、消防、防災士会員などの防災教育に活用することを提案します。

さらに、村全体の防災意識を高めるため、保護者にも参加を呼びかけて小学校でワークショップを開くことを提案します。

村長、教育長の見解をお聞きします。

○村 長 すみません。その前に、先ほど正確に申し上げませんでしたので、もう一遍申し上げたいと思います。

9月3日に行いました中央、中通り、上前沢を対象にした地域集中訓練、この場で、災害時における公衆無線LAN、これは00000JAPANっていうものがありますが、この公衆無線LANは、携帯をお持ちの方は、何ていうんですか、設定等をやっていくと00000JAPANっていうのが出てきますので、それに接続する方法を

村の広報情報の係が行って説明し、全てではありませんが、スマートフォンを持っている方はこれに接続することをやったということと、「信州防災アプリ」、こういったものがあります。これのダウンロードの方法と、その情報についても触れさせていただいたところでもあります。

それから、高齢者向けでありますけれども 10 月からはスマホ教室も始まりますので、この情報についても、スマホ教室でも学習の成果として防災アプリのインストールとその使い方をカリキュラムの中へ入れるように講師と調整を行ってまいります。

こういうことをしていくことによって普及していくんだろうなと思っております。

さて、今の質問でございますが、大規模災害時における住民の皆さんとの協力は欠かせないということでありまして、特に災害初期につきましては各集会施設がまずは 1 次避難所になるというふうになります。

そういうことでありますので、三六災害以降、当村は大きな災害には見舞われてはいないわけではありますが——58 年災害っていうのはありました。一部地区の皆さんについては集会施設を避難所として開設していただいた経験があるかと思いますが、ほとんどの住民の皆さんが避難はおろか避難所の開設に関わったことがないというのが実情であります。

とはいえ、豪雨や地震といった大きな災害がいつ襲ってくるか分からないということでございますので、被災時に、いつ、何をどのようにといった災害時に住民の皆さんがどんな行動すべきか把握していくことは大変重要なことであるというふうに考えております。

先ほど言いました「信州防災アプリ」、また村の避難所開設マニュアル——これは各集会施設に備えてあります。これを活用して、防災訓練等の機会を通じ、これを見てもう一遍自分たちがどういうことをしていくのかっていうことを確認していただきたいと思いますというふうに考えております。

それから、現在、村内では 19 人の方が防災士の資格を取得していただいております。今年度も 3 名の方が資格取得を予定しております。

防災士の皆さんについても、防災研修などを通じて知識をますます高め、それぞれお住いの地区などで指導的に関わっていただけるようにしていく取組、これを村も応援するという取組を考えておるところでございます。

○教育長 学校は、防災や減災に関わる教育を含めて、まずは児童生徒の安全教育を担っている場であるというふうに思っております。

また、そうした学習や体験を通して子どもたちにも地域の担い手として防災、減災に関わっていくこと、やはりこれはこれからの時代に非常に重要な視点だと思っておりますし、そうした願いも持っております。

ただ、こういう学びについては、まだこれからの取組かなというふうに思っております。

今の村全体の防災意識を高めるための保護者向けの取組ということでございますけれども、やはり地域の動き、そうしたものに呼応することが大事ではないかと思って

おりまして、防災、減災に関わる村の取組に呼応しながら、例えば P T A 活動の一環として取り組まれる、そういうことが効果的かなと思いますし、そういうことに対して学校でも取組の協力ができるかなと思っております。

また、保護者の方々が児童生徒と共に学ぶということであれば、例えば先ほど申しましたような理科の学習の場面、そうしたものを参観日で取り上げて保護者の方も一緒に学んで素地づくりをしていただく、あるいは、先ほどの児童生徒への願いもそうですけれども、学校で避難所に関わるような体験を組みまして参観日の折に保護者の方も一緒にやっていただくような形の取組ということはあるかなというふうに思っております。

○2 番 (松村 利宏) 既に「信州防災アプリ」も活用していただいているってことで、すんで非常にいいかなというふうに思っています。

学校教育においては、P T A 活動、もしくは保護者も含めたようなところも今後は重要になってくるかと思えますので、その辺も考慮していただければというふうに思っています。

次に行きます。

中川村は、水道が布設されるまで地区、組、個人で井戸水を活用し生活していました。水道を布設してから組、個人で井戸水を利用している住民が多数います。

水道水は、昨年、飯島町から受水を開始し、針ヶ平水源、小和田水源を予備水源としています。飯島町の水源は与田切川から受水しており、近年の 1 時間当たり雨量 100mm が常態になっている現状から、与田切川の氾濫、土石流による水質の悪化、受水槽への土砂流入のリスクが高まっています。

美里地区にある沢入浄水場も安全だとは言えません。

全国各地では、住民、企業が使用している井戸を災害の際に使えるよう自治体が協定を結ぶケースが広まっています。

村は、住民、企業が利用している井戸を災害井戸として協定を結ぶことを提案します。

井戸水の検査を毎年行い、その費用を村が負担することも提案します。

村長の見解をお聞きします。

ちょっと飯島町の水道の担当者の方といろいろ話す機会があったんでいろいろ話したんですが、やはり与田切川は上のほうの土砂崩れで——砂防堰堤を造って崩れても大丈夫だということになっているんですが——やはり与田切川みたいな大きな川になると、やはり飯島町の水道の担当者はいつ水が使えなくなるかっていうのを非常に危惧しているというのはお聞きして、私もそうだなとは思っていますので、そういう視点も含めて回答願えればというふうに思います。

○村長 まず申し上げます。

村は井戸を使用またはお持ちの住民の方を対象としまして井戸水検査を毎年行っております。本年はこの 9 月 26 日に採水検査を行うこととしております。

本年度からは、村民の健康維持と村内における資源の有効活用を図るために村民が

利用している井戸水の水質検査を実施する経費に対して補助対象経費の3分の1以内で3,000円を限度に補助金を交付することといたしました。補助対象者が登録検査機関において指定11項目の水質検査を受けるために要した検査料金が対象となります。

この補助事業によって補助金を交付された方は、対象となった検査において飲用に適さないと判断された場合を除き、災害等、緊急時において必要に応じて他の方へ生活用水として提供するよう努めていただくこととしております。

なお、飯島町の与田切水源でありますけれども、オンボロ沢と中小川の合流点より下流で取水をしておる関係がありまして、一旦集中的な雨が降ると非常に濁度が高くなって、取水口から土砂を撤去する作業を毎回やらなければならないということでありまして、危険も伴うようです。

ですので、取水口をもう少し上流にする、あるいは、今現在、企業局の発電をしておるわけでありまして、この水を一部落水っていか、導水管で持ってきている水を使えないかというようなことも併せて検討しておるやに聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○2 番 (松村 利宏) 今答弁いただきました住民が使っている井戸水のところは、今年、去年くらいかな、補助金を出していただいているっていうことで私も理解しております、やはりこの辺は住民のほうにももうちょっと徹底していただいて、補助を出している以上、いざとなったらその辺も使えますよってというのはあってもいいかなと思っております、その辺のところもしっかりと連携を取っていくってことが大事だと思えます。

企業のほうでも中川村で井戸水を使っているところが案外ありますので、その辺のところの連携も1つあってもいいかなと思っております、最悪の状態のところも考えてやっていくということもお願いしていただければというふうに思います。企業のほうは当然水質検査はしていますんで、大丈夫だと思っております、よろしく願いたいと思います。

次の2問目の「教育のデジタル化(生成A I)について」伺います。

生成A Iは多くの分野で急激に開発されることが明確であり、国内でも開発が行われます。

学校教育はICT導入を加速しており、生成A Iを教育現場で導入しなければならない時期が迫っています。

生成A Iを含めたデジタル技術の急速な発展は、教育に与える正負の影響を考慮して対応することが求められています。

中川村の教育現場では、ICT環境を整備し、対面教育、デジタルを活用した教育を推進しており、小学生低学年の児童も自宅でタブレットを使用して勉強を行っている状況です。

私は2021年9月定例会一般質問でICT能力を保有している人の確保を提案し、村は教育現場にICT指導員を配置して先生の支援、生徒、児童の指導を積極的に行っています。

政府は6月にA Iの利活用に関するルールづくりを議論するA I戦略会議を設置し、文部科学省は7月4日に「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」を公表しました。

生成A Iの教育利用の方向性については「現時点では活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切である。」と説明し、「リスクに十分な対策を講じることができる一部の学校において、(中略)、パイロット的な取組を進め、成果・課題を十分に検証し、今後の更なる議論に資することが必要である。」としました。

生成A I活用の利用に関する暫定的な考え方については、子どもの発達段階や実態を踏まえ、年齢制限、保護者同意などの利用規定の順守を前提に生成A Iの利用が効果的か否かで判断することを基本とする、特に小学校段階の児童が利用することは慎重な対応を取る必要があるとも記しています。

生成A Iの校務での活用については「民間企業等と同様、個人情報や機密情報の保護に細心の注意を払いながら、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられる」と説明し、「教員研修などの準備が整った学校での実証研究を推進し、多くの学校での活用に向けた実践例を創出。」としました。

校務での活用例では、報告書のたたき台、生成A Iを模擬授業相手とした授業準備など、「生成A Iはあくまで「たたき台」としての利用であり、最後は教職員自らがチェックし、推敲・完成させることが必要であることは言うまでもない。」と強調しています。

県教育委員会の内堀教育長は、生成A Iについて、児童生徒や教職員の利用が広がる可能性を想定し、子どもの教育や教育行政の業務改善といった面で対応を検討するとしています。

内堀教育長は、学校での利用を禁止にしたところで子どもたちが学校外などで使用することは十分に考えられるとし、保護者を含めた共通認識を醸成する必要がある、情報を適切に使いこなす知識や能力、リテラシー教育を並行してやる必要があるとしています。

また、国の指針を参考にして、県教育の現場で独自の指針が必要な状況になれば県教委としてまとめて市町村教育委員会に通知するとしています。

県教育委員会は5月23日に生成A Iについて児童生徒は教職員の利用実態を調査する方針を示しました。

調査では、小学校で学校外でのインターネット利用が9割、スマホ所有者が2割、子どもが生成A Iに触れるのはいずれ日常になるというふうに述べています。

私は2022年6月定例会一般質問で、

学校教育では現実社会及びインターネットの世界という仮想空間でよりよい社会の実現のために周りの人と積極的に関わろうとする市民性を育てていくことがとても大切であると思えます。

学校教育において実施している情報モラル教育は抑制的な意味合いが強いと言われていますが、深く考え、責任を持ってテクノロジーを使い、学び、創造し、社会

参加することを学ぶ教育、子どもたち一人一人がデジタル空間において起こり得る課題を仲間との対話を通して自分なりの納得解を見つけ出すという流れの授業においてICTを活用することが必要だと考えます。

というふうに述べました。

教育長からは、導入当初からデジタル・シティズンシップに注目しており、「ICT教育を子どもたちが将来のよき使い手になるための教育というふうに位置づけております。」というふうに回答いただいております。

今年6月定例会一般質問では「村は若手職員を中心としたワーキンググループを中心に生成AIの検証を行い、行政事務の効率化、経費削減、各種手続の簡素化などのために実践し、問題がないと判断される事項から運用することが必要」と提案し、担当課長からは、5月29日から7月の間で検証を行い、長野県と箕輪町がログミーツのチャットGPT技術を使って試行しており、中川村も試行するというふうに回答を得ております。

そういうことで1つ目の質問ですが、長野県と箕輪町はログミーツのチャットGPT技術を使って生成AIの試行を行っており、中川村も5月29日から7月の間で検証を行い、試行しています。

生成AIの運用は、教育行政、教員の業務改善を図ることができるというふうに考えます。教育行政、教員の業務改善に生成AIの利用規定を定め積極的に活用することを提案します。

教育行政、教員の業務改善にAIを活用、利用する指針をどのように考えているか、教育長、また村長、両方にお聞きします。

○教育長

教育行政、教員の業務改善への生成AIの利用についてのお尋ねでございます。

今、議員からお話がありましたが、文部科学省が7月4日に生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインを示しております。私どももその内容については今御指摘のとおり理解をしておりますし、注目しております。その中でも、生成AIの校務への利用、こういったものについては働き方改革の一環となると示唆されておりますし、そうした方向性については教育委員会としましても同様に捉えているところでございます。

今お話がありましたが、村のほうも検証をしているという状況の中で、教職員の利用について見てみますと、今のところまだ個人的に試してみるといった状況であるというふうに捉えております。

教育委員会も含めまして、現状としますと、まだまだ生成AI自体を学ぶ段階にあるというふうに認識しております。

いずれにしましても、本村においては生成AIの利用規定を定めて積極的に利用する段階にはまだ至っていないことを考えておまして、まずは生成AIについての理解を深めていくこと、また国や県の動向を注視しつつ、先行事例も参考にしながら取り入れていくと、そういった利用についての研究段階であるというふうに今のところ考えております。

○村長 生成AI利用の指針、これを教育行政事務の改善にどのように利用するかという御質問でございます。

先ほど議員もおっしゃられたとおりであります。利用指針につきましては、村も今はどこまでこういった形で使うのが一番合理的でかつ安全かという言い方はありませんが、というようなところで研究を始めておるところでありますので、要するに、まだ試行的な段階——まだ試行段階まで行っていないと思っております。

そういう意味では、6月議会でもお答えしたとおり、使い方の研究を早く進めていかなければならないというふうに思っておりますし、先ほどあったように教育全体ではもうどんどん提言が積極的にされておるようでありますので、このものについては、役場の行政事務もさることながら、当然、教育行政に関わっておりますのも村の職員でございますので、やはり同じレベルで進める必要があると思っております。そういう意味で急いでまいりたいということでもあります。

○2番 (松村 利宏) 私も個人的に、チャットGPTを実は毎日使っています。それで、使えば使うほどっていうか、質問をどんどん繰り返していくとうそがなくなってくるっていうか、難しいことを聞いても私が知っている範囲の難しいところではほとんど大丈夫かなという段階になっているような感じがします。最初の頃はちょっと危ないかなと思ったけど、今はもうかなりいいですね。

だから、多分、個人的には先生方、それから行政の方、皆さんも使われていると思うんで、単語的に何かおかしいようなところは多分あるのかもしれませんが、いいことは、私がこういう方向を聞いても、そうじゃない反対のこともちゃんと列記してくるんですね。だから、一方的な回答にならないっていうことですね。

それから、チャットGPTは、最初からこういうことについて何か個人攻撃するようなことは一切答えないですね、それはお答えできませんという話になっているんで、今はもうみんなパソコンを持っている方は入っていると思うので、そういう観点でどんどん使われたらいいかなと思いますんで、個人的な見解ですけども使っていただければというふうに思います。

次に参ります。

教育委員会は、ICT導入当初からデジタル・シティズンシップに注目し、ICT教育を子どもたちが将来のよき使い手になるための教育というふうに位置づけており、子どもたちとともに考え、理解し、乗り越えていく発想を持って取り組んでいくよう学校にもお願いしています。

現実空間と仮想空間が分かりにくくなる中、ウェルビーイングの視点で子ども自身が自分の生き方について主体的に考えられるよう、学校、保護者、地域が連携し取組を進めていくことが必要です。

考えが独りよがりにならないよう様々な立場を俯瞰し、活発に話し合い、物事を多面的に捉えることが重要です。

インターネットを活用して児童が2人ずつペアになり対話形式で発表することにより、自分では傷つけていないと思っても相手は傷つくかもしれない、インターネッ

トのやり取りでは相手の顔が見えないから相手はどう感じているのか分からないなどを児童自ら理解する教育が必要だと考えます。

学校教育において生成A I を運用することによりデジタル・シティズンシップを進めることが重要だと考えます。

教育長の見解をお聞きします。

○教育長

デジタル・シティズンシップ教育につきましては、自律的にインターネットと付き合える、つまりはよき使い手を育てるということを狙いとした教育であるというふうに理解しておりますし、今御指摘のように、教育委員会としましては当初からこのような発想で教育を進めたいというふうに考えているところであります。

とはいっても、まだそのことも研究中といえますか、そういう段階でありますので、情報モラルの教育につきましても9年間を通した指導計画は策定して、位置づけはしております。

本年度は、デジタル・シティズンシップの教育については、ウェブ教材であるDQ Worldという教材がありまして、その実証実験に手を挙げて参加させていただきました。これは小学校4年生から6年生までを対象にして本村では学習に利用しておりますが、1人1台端末で学習に取り組んでいる、こういう時代になりましたので、今はこうしたものを活用した取組をしております。

先生方の負担にならないように、また子どもたちが楽しみながら無理なく学習できる教材であるというふうに理解をしておりますが、今回は実証実験に参加させていただいて使用するということですので、やってみて、また評価をしていきたいというふうに思っております。またそれに基づいて広げていくかどうか検討いたします。

それで、生成A I の児童生徒の利用については、先ほどガイドラインをお示しいただいたとおり、ガイドラインでも今は示されております。

そういった中で、確かに、特に小学校段階の自動に利用させることには慎重な対応を取る必要があるという記述があったり、あるいは使用年齢の基準がそれぞれに定められたりしているということからすると、子どもたちの利用については非常に慎重な姿勢で今はそれぞれが望まれているというふうに理解をしています。

また、例えば「A I v s .教科書が読めない子どもたち」という著書は御承知かと思いますが、研究者であります新井紀子先生が新聞社のインタビューに次のように答えられておりました。

子どもにチャットGPTを使わせるのは、ユーチューブを使わせるのと同じ感覚です。例えばユーチューブでスタンフォード大学の最先端の授業を見て「こうなんだ」と勉強する子もいれば、他の子がゲームをする姿を見ているだけの子もいる。

ユーチューブは可能性があるけど、多くの人にとっては可能性を奪う道具です。

自分の子どもが使ってどっちの道に行くのか、「賭けをしますか」ということです。と、研究者はそういう認識を今は持たれているということでもあります。

ですので、慎重にということとは私どもも思っておりますが、児童生徒の生成A I の

利用については、このように様々な懸念があるのも事実でございます。

しかし、御指摘があったとおり、スマートフォンなどが広く普及する中で、学校外で児童生徒が生成A I を利用する可能性も十分あり得るというふうには認識しておりますので、学校教育においてもこれから利用する段階にまたなっていくと思っておりますが、よき使い手となるよう指導していくということ、このことは教育員会の姿勢として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

ただ、学校教育における利用という点では、繰り返しになりますが、教育委員会としてはさらに学び、利用についての研究を進める段階であるということですので、先ほど村長からもありましたけれども、そういう研究について急ぎたいというふうには思っております。

○2番

(松村 利宏) 国、それから県のほうも、生成A I のあれについては今しっかりと研究をしているところだと思いますので、そことの連携を図りながら進めていただくことが一番いいかと思っておりますので、そういう視点でお願いしたいと思います。

次に行きます。

村はICT指導員を活用して生成A I の教育への活用について研究することができると考えますが、教育長の見解をお聞きします。

特にリテラシー教育——様々な情報を適切に読み解く教育は必須にすることを提案します。

生成A I への対応は自分の頭で考える本来の学びの意義を再確認できるといふふうに考えます。

これは、今まで言われたところの生成A I 、情報教育のところのしっかりとした、どういうところに問題があり、どういうふうにしなきゃいけないかっていうのをしっかりと教えるっていうことは、逆にやっておかなきゃいけないだろうと思うんで、そこら辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

教育長、村長からも一言いただければと思います。

○教育長

生成A I の活用については、本当に急激な開発の中で進められているという状況があります。こうしたある種の急激な動きについては、私は慎重に取り組む必要があるというふうに考えております。

ただ、ICTの活用そのものが、今、議員の御指摘のような情報リテラシーの学び、あるいは人としてどう学んでいくのかっていうようなことも含めて、各種の学びを内包しているというふうに思っておりますので、ぜひ取り組んでいきたいと、それは、村には優秀なICT担当の指導主事がおられますので、教育関係についてはその指導主事を中心にまた研究を深めていきたいというふうに思っております。

○村長

非常にこの問題は私の思考能力の範疇からかなり上のほうにあるというふうな認識であります。でも、これは、社会はそういうふうに進んでいくし、教育の現場にもこういった、今おっしゃったように深くものを読み取って自分なりに判断していけるような力を備えるということなんだろうけど、これは非常に大変なことではないかなと思います。

教育長は今ICTの指導員の先生を中心というふうにおっしゃいました。それで、私が思うのは、これを求めるのはかなりきついのではないかなというのが現状です。優秀な先生ではありますし、これからこのことは、実際に機械を動かすだけでなく、多分低学年から学年が大きくなるにしたがって、やっぱりそういう観点で扱えるようにしていかなければならないだろうっていうことは思っているんじゃないかなと思うんですね。だけど、これをその先生一人に任せるっていうことは非常に大変なことだということを思っております。

ですから、私としては、それに対応できるだけの力量を先生にも身につけていただくっていう言い方はありませんが、先生とともに、やっぱり各担任の先生っていうのがこれを分かりながら進めていくことがやっぱり必要だろうというふうに思います。

それで、村が今やっていることは当然学校教育とつながっていくことだと思っておりますし、村は村でっていう話ではないと思っておりますので、村もこのことについては並行して取り組んでいきたい、それで相談があれば、やっぱり教育委員会としてこれはちょっとっていうお話があれば共に考えてまいりたいというふうに思っております。

○2 番 (松村 利宏) 非常に急に、特に生成AIについては急激に進んでいますんで、日本でも新たなバージョンを考えなきゃいけないっていうことで、今どんどん進めていますので、そういう意味でも、今後、今の子どもたちが10年後になったらもう全然違う世界になっているっていうふうを考えられますんで、そういう視点でしっかりと取り組んでいただければというふうに思います。

3つ目ですが「人口減少対応及び持続可能な経済の構築について」っていうことで行います。

中川村は人口減少が急激に進んでおり、様々な対応を迫られています。子どもの人口減少に伴う小学校の統合、保育園・小学校・中学校の教育の在り方、後継者がいない農業の在り方、耐用年数が47年を超えた牧ヶ原村営住宅の在り方、リニア残土を活用した小和田地区の埋立てに伴う土地運用など、早急に結論を出さなければなりません。

中川村は伊那谷の中心で、東京、名古屋、国際空港へのアクセスがリニア開通により東京まで1時間、名古屋まで30分、国際空港まで2時間と大幅に短縮されます。

また、三遠南信自動車道の開通により浜松市、三河などと1時間で交流ができます。

中川村において雇用の確保、拡大を図ることが求められています。具体的には農業、工業、商業の発展、チャオ周辺の多機能化、企業誘致、宅地の整備を行うことが必要です。

私は令和3年9月定例会一般質問で、中川村が過疎新法を使用して村の持続的発展のため移住促進、企業移転による雇用創出を積極的に行わなければならない、農山村の景観や文化を守ることと、そこで生活する人々の雇用創出のため企業を誘致することを両立することが必要、村民の雇用確保のため村の魅力を生かした産業育成だけでなく多様な職種の新たな産業育成をできるようにすることが必要と提案し、情報関連

企業を誘致することが必要だと回答いただいています。

令和3年3月定例会一般質問では村活性化・人口減少対応は快適さをキーワードに進めることが必要と提案し、令和3年9月定例会一般質問では快適さをPRできる情報を一元的に発信する施設整備を行うことを提案し、第6次総合計画、企業誘致のためのゾーニングに反映されております。

令和元年6月定例会一般質問では、企業誘致のためには土地のゾーニングが必要と提案し、土地の在り方を見直して国、県と調整していくことが必要と回答いただいています。

令和3年9月定例会一般質問では、土地のゾーニングを加速させることはすると述べ、その後、令和4年度予算審議においても同様のことを議論しています。

村長は、土地利用計画の作成は農地利用計画作成後、学校再編検討後、小和田地区農地改善後、地域経済循環分析調査後に作成するとして、先送りという変な言い方になりますが、そこが出てこないとなかなかできませんというふうに言われてきました。

小中学校の施設建設経過年数は、東小学校は39年、西小学校は40年、中学校管理棟が45年、教室棟47年となっており、いずれも新たな学校の体制で活用することは困難と言えます。小中学校は、現在の各種施設を新たな学校の体制まで維持するためには様々な検討が必要となっています。

教育委員会は、令和4年、中川村の保育園及び小中学校が魅力ある学びの場になるために望ましい教育環境の在り方、それから就学時からの一貫した教育支援の在り方について検討委員会に諮問しました。

検討委員会は8回の検討委員会などを開催し、令和5年3月10日に教育委員会に答申しました。

答申では、小中学校の教育が目指す姿を実現するために新しい校舎を整備する、小中学校の在り方の基本的な考え方としては2つの小学校と1つの中学校を1つに統合し小中一貫教育を実施するとしています。

9月以降、地元説明をすることとなっていますが、土地利用計画が何も検討されていない状況では地元説明できる状況にないというふうに考えます。

中学校の周りには44年～47年が経過している牧ヶ原村営住宅、公営住宅などがあり、この土地利用計画も検討されていません。

リニア残土を活用した小和田地区の埋立事業が今年から開始になり、牧ヶ原を含めた農地運用を検討することを行うことが必要だと考えますが、この土地利用計画も検討されていません。

農地を保有しており後継者がいない小規模農地の地権者は、村の土地利用計画がないため多様な選択肢を実行することができない状況にあります。

行政は、牧ヶ原地域、小和田地区、東小学校、西小学校、農地の土地利用計画を作成し、総合的な施設整備を行うことを提案します。

当然、小中学校の新たな体制のための土地の検討、ケーススタディーは既に行って

いるんだろうというふうに私は思っておりますが、これを作成するっていうことは首長の強いリーダーシップがないとできないかというふうに思いますが、その辺を含めて村長の見解をお聞きします。

○村 長 まず前段のお話——まだ時間があります。新しい中学校の在り方として、小中学校を統合し小中一貫教育を実施する、教育環境を整備するよう答申がありまして、教育委員会はそれを基本方針として定め、新たな学校づくりプロジェクトが動き出しております。

それまでの計画、プロジェクトでありますけれども、新たな学校開始までのロードマップが示されておまして、9月からは村民からの意見集約のために地区懇談会が始まるようしております。それについては、こういう教育をやりたいんだよっていう、先ほどおっしゃったように1中2小を統合して1つの学校にしていくこと、それについてはこういう概念とかでやりますよということが中心になるだろうと思っておりますが、中にはどこへ造るんだっていうことが当然質問に上がってくるだろうというふうに思っております。

それで、中川中学校の周りには、おっしゃるとおり築44～47年経過の2階を併設した公営住宅30戸が今あります。当時は勤労者に安価な家賃の住宅を提供するという目的で建設されましたけれども、2階を併設する古いタイプの住宅でありまして、高齢の方には非常に不便であるということ、古くなっているため移転建設を考えなければならぬ時期にあるということは前にも申し上げたし、ここでも改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、あの地区であります、農業を継続する目的で平成28年から令和元年にかけて小和田地区のかんがい揚水ポンプの工事を行いました。県営農村災害対策整備事業という名称です。

それから、もう一つ、平成29年度に牧ヶ原の揚水ポンプも土地改良施設維持管理適正化事業というやつで更新を行っております。

農林水産省所管の国庫補助事業でございますので、これが受けられる背景は、小和田、牧ヶ原は農業の振興地域内であるということが大原則になっておるわけでありませぬ。

それで、新たな学校の建設地をどこに求めるかは、議員がおっしゃいますように現在の中学校敷地の拡張ということを考えていけば、牧ヶ原南住宅——これは中学校の東にある住宅でありますけれども、この移転が絡むことになるでしょうし、また住宅用地をどこに確保するか、これは当然並行して検討していく必要があるだろうということは、おっしゃるとおりです。

牧ヶ原につきましては農業振興を図る土地利用計画に入っております。それで、農地の所有者との土地利用の合意が当然必要になってまいりますし、何よりも、何度も申し上げますけれども、長野県の同意が必要となります。

新たな学校の姿を検討していただくことと並行して、牧ヶ原周辺の土地利用の在り方と、場合によっては農業振興地域の大胆な変更、農振農用地面積の削減を進めな

ればならないという場合も当然出てくるというふうに思っております。

ただ、繰り返しますが、懸念することは、農振農用地の区域を今度はまとめて外すっていうことになる場合がありますので、こうなることは——外す、除外するっていうこと、これは長野県の同意が要するというものでありまして、非常に協議は難航するかもしれない。

ただし、新しい学校を中心にものを考えるならば、これは何としても、やはりこういうふうに最終的な場所をあの近辺にということで、牧ヶ原の今の土地利用、農業農用地を住宅あるいは別のもの、宅地として大規模に使っていくということになるということ等を考えてみるならば、何度も申し上げますけれども、やはり、それはもうどこかでこれを話題にせざるを得ない、遅れることはもう許されない時期にあるのかなと思っております。

ただし、これはもう決まったぞということだけは言わないでほしいと思っております。まだこれは議論の途中で、学校の在り方についてまず議論が始まったということでありまして、当然、村長部局としては並行して打診をしていく必要があるという認識でおるとのことだけお願いをしたいと思います。

○2 番 (松村 利宏) 私も、当然腹の中で、行政として、特に村長自らいろいろと考えられているなというところでお聞きしたんで、その辺も含めて、こちらもそのように今言われたようなところで理解していきたいと思っております。

いずれにしても非常に村にとって大きな事業がいよいよ始まるということだと思っておりますので、しっかりと先行的に検討を進めていただければというふうに思っております。

以上で終わります。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時15分とします。

[午後2時56分 休憩]

[午後3時15分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 山崎啓造議員。

○6 番 (山崎 啓造) 3年余りにわたるコロナ禍への対応が落ち着きを取戻し、ウィズコロナからポストコロナの時代が幕を開けたと言ってもいいかもしれません。

しかしながら、県は、8月29日、医療アラート2段階のうち1段階目の医療警報を発出しました。感染者数は全国的にも増加傾向で、ピークアウトは見通せないとして、重症化リスクの高い人を守るため医療アラートを発出したとっております。

ともあれ、我々は経験した過酷な状況を忘れることなく、自分を守り、周囲の人を守るための手段はこれからもそれぞれが実践していかなければならないと思っております。

ひもづけミス等が継続しているマイナンバーカードですが、来年秋には保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化させる方針について、マイナ保険証を持っていない人の全てに資格確認証を発行し、その有効期限を5年は超えない期間とするとのこ



とです。

一体化の予定はそのままに、資格確認証というオプションを示し、希望すればマイナンバーの利用登録を解除して資格確認証を使えるとのことですが、事務手続を担う自治体においては、事務量が増えるなど、困惑することになりはしないか心配をしているところでもあります。

個人的な感想ですが、これまでのミスを認め、反省し、一体化における問題点を明らかにし、その上で、予定どおり進めるのか、それとも一体化の時期を延長するのかを明確に発信してくれれば、今のもやもやした思いがすっきりして安心して待つておられるのではと思うのは自分だけでしょうか。

そして、8月24日から福島第一原発の処理水海洋放出が始まりました。一党独裁国家である隣の国では、日本の水産物輸入が停止され、嫌がらせや日本製品の不買運動など、反日感情に火がついており、訪日団体旅行は予約キャンセルが続出だそうです。

世界第2位の経済大国を自負する国にしてはあまりにも子どもじみた対応や非理性的な言動に、空いた口が塞がりません。一生懸命背伸びをするよりも、世界のどの国にも認めてもらえる理性的な国づくりが喫緊の課題であることに気づいてほしいものです。

さて、本定例会は我々議会が議決、決定した4年度の予算が適正に執行されたか否か、またその効果を検証、審査する上で極めて重要な意義ある定例会であると認識しております。

その予算編成に当たっては、コロナ禍の経済支援を柱に、村民生活防衛を第一に、中川村第6次総合計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び新たにスタートした過疎地域持続的発展計画などの長期計画を基本とし、課題である少子高齢化、地域力の持続、子育て支援、農地保全や村の主要産業である農業などの地域資源を活用した村の魅力創生と商工業振興施策などに要する経費を計上し、新型コロナウイルス感染症に対する国の経済対策も相まっでの予算規模で臨むとしてありました。

もろもろ掲げておりましたが、今回は子育て支援について取上げ、質問をいたします。

近隣の自治体はもとより、全国での子育て支援に対する力の入れようは尋常なものではありません。誰もが安心して子どもを育てられる環境づくりをし、子育て支援日本一を目指して、子どもの居場所づくり推進事業、児童手当、出産祝い金、子育て支援給付金、妊娠、出産から未就学児、義務教育の期間及び高校から大学までの支援など、環境整備にどの自治体も力を注いでいます。

中川村の出産祝い金を見ますと、第1子・第2子誕生で10万円、第3子以降は15万円ですが、誠に結構だと思います。

蛇足ではありますが、自分が子育てをした45年ほど前になりますが、第3子誕生で5,000円が頂けたと記憶をしております。経済状況や社会構造が大きく変化した今、現在と過去を単純に比較することはできませんが、現在は高齢となっているその頃に

子育てをした皆さんにはどのように映り、感じているのかなあと、ふと思いました。

あの頃は決して生活が楽ではありませんでしたし、生活のレベルは今では考えられないものでありました。お金がなくて将来が不安だから子どもは産まないなどという親は存在しなかったと思います。

同居している祖父母は当然のこと、家族全員で協力しながら、頼みもしないのに地域の周りの人たちもおせっかいを焼いてくれて、社会全体で子育てをしていたような時代だったと記憶をしております。その頃の子育てを考えると、現在の少子化対策、子育て支援とはどうあるべきか、一考の余地がありはしないかと思ってしまうのは自分だけでしょうか。

話を戻しますが、先ほど申しました出産祝い金以外にも本村では小中学校入学祝い金、高校生通学支援、子育て住宅の充実、若者向け移住促進住宅関係や産前産後におけるサービス等、充実しています。全ては申しませんが、中川村における子育て支援は他の自治体と比較して勝るとも劣らないと確信するところであります。

一朝一夕には行かない難しい課題ですが、この支援策が栄養剤となって少子化に歯止めがかかり、いつでもどこでも子どもの声が響き渡り、大勢の子どもが遊びまわる光景が見られることに期待し、そんな社会が一日も早く来ることを願うばかりであります。

そこで1つ目の質問です。

近隣市町村をはじめ全国で取り組んでいる子ども・子育て支援、中川村における事業実施の手応えと反応をどのように検証し捉えているのかお聞きをいたします。

○村 長 申し訳ありませんが、まず具体的に2つの面、といいますのは、保健福祉課が所管しておる部分と、特に子育てでは保健福祉課、それから教育委員会、この2つの面から、手前みそにならないようにもう一遍申し上げておいて、考え方、検証、捉え方についてはお答えしたいと思っております。

保健福祉課では、子育て事業としまして、今年度からは現金支給に合わせまして子育て支援サービスの充実にも力を入れてまいりました。

今年度からスタートいたしました産前産後配食サービスは、8月末現在で対象者の5割が利用しております。子育てが特に大変と言われている2歳までの子どもがいる約半数の世帯で日常的に使われるサービスになっております。

サービス内容も大変好評で、余裕がないときに食事の心配をしなくて済むのがありがたい、配達の方と話ができてうれしかった、いろいろな種類のお弁当が食べられてうれしいなどの感想が多く寄せられています。

これも、核家族化、若い夫婦2人だけの世帯、それから、孤立感という言い方はありませんが、親御さん、母親が非常に孤立しているっていうか、どこにもなかなか相談ができないという時代を反映しているんじゃないかなというふうに思っております。

次、今の産前産後配食サービスです。2歳までのサービスですが、期間を延長してほしいと、自費でもサービスを利用したいなどの声もあります。検討してよりよいサービスにしていきたいと思っております。

また、サービスを提供する事業者の連絡会も開催し、持続可能なサービスとなるよう、修正箇所があれば修正等をしていく。これは、事業者にとっても、食事を提供することで自分たちの利益とまでは行かないまでも、社会とつながり、自分らの作ったものについての売上げという収支にもつながっていくという意味もあります。

3つ目、産前産後ヘルパーも大変好評であります。他市町村よりも高い利用率となっております。ファミリーサポートの利用も例年より増加をしております。今年度から利用補助金を支給し始めたことが理由ではないかというふうに分析をしております。

手前みそではありますが、このような使いやすいサービスを設計できたのは、子育て世帯にアンケートを取り、その中でニーズを把握し、支援策をつくり上げてきたからだというふうに考えております。

例年、子育て支援施設バンビーニで利用者の皆さんと車座懇談会を開いております。保育園にあつては保護者会の開催で懇談会も行っております。要望をお聞きすると同時に、拡充した子育て支援策の内容が求める側とマッチしているか検証し、支援制度の拡充、改良に努めてまいります。

今後も住民の声を聞き、事業評価をしながら使いやすい支援を提供してまいりたいというふうに思っております。

一方、就学児童生徒及び高校生並びに大学、専門学校で学ぶ学生の家庭を経済面から応援するという施策も取ってきたところであります。

高校生等通学支援事業補助金、これは上限を年間2万円から5万円に引き上げました。

これにつきましては、郡内、それから県外に通う子どもが増えております。それで、そういう意味から言いましたら5万円に引き上げたということが非常に好評といたしますか、今は前期分のもを――前期分といいますか、定期を中心にしておりますので、支援をしておりますけれども、これから後期の後半の申請が始まりますので、これは非常に好評だということでもあります。

それで、令和5年度から巡回バスの通学定期代は無料といたしました。そして、乗合タクシーチョイソコの利用料も高校生は無料としました。

これは、何か学校から早く帰るっていうときに、改めて勤めがあつても何しても親御さんが迎えに行つて乗ってきてというパターンだったんですけど、高校生はそこら辺のところは非常にスマホのアプリを使うのは大得意でありますので、すぐに予約を入れてくれるということになっておりまして、非常に高校生の利用が増えております。その分は親が解放されていると、こういうことでもあります。

それから、小中共通で学力検定受験料の助成事業、またかばん贈呈事業は中学入学時についても行ってきたところであります。

そして、小さいですけど通信環境の整備事業、自宅でのネット環境の整備、これは、今はどうしてもそれぞれの皆さんが1台の端末を持っていますから、これを持ち帰つて家ででの学習に使うときにはどうしても必要であります。

それから、令和4年度から村の奨学金制度を高校生は月2万円から4万円に、大学

生等は月4万円から6万円に貸付金額を上げ、返済期間も貸与期間の2倍の期間から3倍の期間に延ばしてまいりました。

また、奨学金貸付金額の増、新規貸し付け者の増に伴い、奨学金原資5,000万円の増額をお認めいただいたということで、こちらでも改めてお礼を申し上げます。

令和5年度から小中学校児童生徒学校給食費の村負担2割を当初予算に計上しております。

また、令和4年度からであります、学校給食のお米は中川村産の米を使用しております。米代は全て村で持つなどしてきております。

これらの施策でありますけれども、飯田線の駅から遠く、高校まで距離がある村の生徒にとって、通学条件は恵まれておりません。こういう意味で、通学時間の短縮はできないまでも親の負担の軽減を図るということに力を入れてやっておるところであります。

これについては、時代が変わつたとしても、やはり中川村の子どもから見ると、やっぱりスタート時点で、こういう言い方はなんなんですけど、あまりほかのところの市とか町部の子どもたちから見ると恵まれていないところを何とかカバーしたいということでやっておるわけでありまして、これらは全て児童生徒を持つ親の声を聞いております。そして、効果的な子育て支援策に努めた結果だと思っております。

これらの施策のもとには総合教育会議の場で示された教育委員さんからの大きな強い声でもありました。

こういう形で、反応については、かなりのもの、手応えを感じておりますし、今後も検証は、やはり使い勝手、当事者の声を聞く、そういうことが必要だというふうに思っております。

○6 番 (山崎 啓造) もろもろ説明をいただきましたが、内容が好評だということで、自信を持っておるといふ大変うれしい、ありがたい言葉ですし、持続可能なものにしていくんだっていうことも力強く感じました。

奨学金の引上げなんか非常にいいかなと思います。やっぱり自分の子どもも龍昇奨学金には大変お世話になりました。今は50歳ぐらいになったのかな、大変ありがたかった制度でありました。

親の声を聞くことで、それでまずニーズをくみ取って、それに対応していくっていうことは、これが一番大事なことです。それができているということで、さすがだなあというふうに思った次第であります。

ただ、核家族化、この言葉が私は大っ嫌いなんです。核家族なんていうことはとんでもない話だと思って、後期高齢者はそんなふうに思っちゃう次第でありまして、古い人間でありますので、この言葉が好きじゃないっていうことだけははっきり言っていきたいと思っております。

今後も一層努力をいただいて充実していただけるということですので、非常にありがたく、安心した次第であります。

では次に行きます。

そもそも子育て支援はいつ頃から始まったのかなということになるわけですが、1949年、第1次ベビーブーム、自分が生まれた4年後であります。半世紀も前の話ですが、そのときの出生率は4.32だったということでもあります。その後の出生率は下落傾向にありましたが、1973年、第2次ベビーブームっていうのがあったんですね。それが到来しまして、そのときの出生率が2.14に回復したと、そういうことでもあります。

ところが、1990年に1.57ショックっていうのがあって、つまり前年の出生率が1.57であったことで少子化問題がクローズアップされ、政府は子育て支援のために基本的方向——エンゼルプランをつくり、引き続き具体的な実施計画——新エンゼルプランと矢継ぎ早に手をつけて子育て支援に本腰を入れ始めたということのようですので、子育て支援はこの頃より動き始めていると理解はしたところであります。

そして、2002年には急速な少子化への対策を目的として次世代育成対策支援法なる法整備がされたということでもあります。

2020年、希望出生率1.8の実現に向けて令和の時代にふさわしい環境整備をし、結婚、妊娠、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が共に互いの生き方を尊重しつつ、希望する数の子どもを持てる社会をつくるを基本目標として少子化対策大綱なるものが策定をされたということでもあります。

政府は、ニッポン一億総活躍プラン、つまり、新たな3本の矢と銘打って、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障をうたい、これらの実現を目的とする一億総活躍社会に向けた施策であるとしました。つまり、成長と分配の好循環をつくりながら、誰もが生きがいを持ってその能力を存分に発揮できる、そんな社会実現を目指すとしています。

国民の心をつかむすばらしい夢みたいな施策が並べられています。これが現実のものとなった暁には一億総活躍社会の実現の幕開けということになるんだろうなと思うところであります。

しかしながら、誰にも引けを取らない超鈍感な自分にとりましては、それが現実のものとして感じられないで、雲をつかむように思ってしまうのが正直な気持ちであり、未熟な自分を恥じるばかりであります。

そこで質問であります。

中川村の子ども・子育て支援事業で実行してきた施策を振り返り、検証する中で、政府の示すそれに近づきつつあると感じるのか、効果を感じ取れるか、また今後の姿や在り方、方向性にどのように生かすのか、お聞かせを願いたいと思います。

○村 長 今年6月に政府からこども未来戦略方針というものが示されました。

政策の基本的考え方は、最近少子化のスピードが加速していると、そして少子化は人口減少を加速化させている、日本の総人口は1億2,500万人だが50年後には8,700万人程度になると予測されると、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけなければ経済、社会システムを維持することは難しくなる、少子化対策で特に重視しているということは若者・子育て世帯の所得を伸ばさない限り少子化を反転させることはできな

いことということをおっしゃっています。それで、政府としては若者・子育て世帯の所得向上に全力で取り組むというふうにご中ではしております。

少子化対策としては3点、まず構造的賃上げと、併せて経済的支援を充実させて若い世代の所得を増やす、2つ目が社会全体の構造や意識を変える、3つ目、全ての子ども子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること、この3つを基本理念として抜本的に政策を強化するというものであります。

村でも出生数の減少、少子高齢化が進んでおります。

少子化対策として保健福祉課、教育委員会、地域政策課、建設環境課等で支援事業をそれぞれ実施しております。

これからは、政府が示す基本的な考え方を関係する職場で共有すること、村として課題、政策を全庁で考えていく必要がある。

各担当が思いつきではなくて、担当は担当で、子育ての担当課はこういうことをするのが求められていると、それで、住むところがない、そういう話になると、じゃあその支援、住宅を直したり建てたりするについてはこういう応援をしましょう、これは建設環境課、それで、地域政策課としては、おうちがなければ、じゃあこのところを分譲地でやりましょうとか、そういうような部分、それとまち・ひと・しごと創生戦略っていうもの、1つには人口の維持と、それと仕事づくりと、村の方向をどうやっていくのかっていうのは、第2次になっておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略、これは地域政策課を所管として、基本的に毎年目標値を定めて反省し、各課から意見を言っていたら次のステップに行くと、こういうこともやっています。

それで、教育委員会は、御存じのとおりであります。

それぞれ自分のところで——自分のところっていう言い方はありませんが、担当課の目的を果たしておりますけれども、少子化は、これは全体の国の問題になっているという意味で、先ほど申しましたとおり、国は、何だ、名称で言うところでも未来戦略方針を示しておりますので、これをじゃあ具体的にどうやって落とし込んでいくのかっていうところを全庁で共有して、自分たちの政策が本当に中川の現状から見ていいんだろうかっていうことをもう一遍検証しながら、相互の政策をもう一遍練り上げてそれなりのものにしていく、こういうことをまずはやる必要があるというふうにおっしゃっています。

それが村としての課題、政策を全庁で考えていくということでもあります。そうして初めて、これから中川村ならではの少子化対策をつくることができるんだろうというふうに思います。

かといって、今までのところはいろんなところで競争みたいにやってきたことが悪いとは言いませんけれども、結構遅れてほかのところから見劣りがするとは思っていませんけれども、思っていないけれども、まだまだ届いていないというようなことをおっしゃられたりして、ほかのところはもっとどんと底上げを図って、例えば出産祝い金なんかは、宮田村は知らない間に第5子以降は50万円とか、そういう額に上がっておりますので、村でこれができるかどうか、それは別にして、そういう競争の

中で今までやってきましたけれども、もちろん競争するつもりではなくて、やっぱり本当の意味で中川村ならではのっていうところを全庁的に見直す中で打ち出していく必要があるだろうというふうに思っております。

それで、こういう体制にしながら、そうはいつでも子育てはどこが責任を持ちながら——責任を持つっていうか、どこが監視をするっていうもの言い方はあれですけど、所管を中心にしながら、子育て中の困っている方とか子どもさんに対しても、全部のところ、何ていうか、複雑に手を入れていくって言い方はあんまりよくないんですけど、それを国は重層的支援と、こういうことを言うそうでありますけれども、今国が示す子育ては縦走的支援に変わっております。

まさに、現状を見ておりますとそういうことが必要だと思っておりますので、重層的な支援体制構築のために、来年度はこども家庭センターというものの設置を考えております。

今ある部署の統合、ここを一本化しながら、センター長が中心になってそれぞれのところの政策、全部そこに情報を集め、さっき言った重層的支援っていうやつですね、いろんな意味で、ここで困っている、いろんな声がある、子どもさんがいるっていうところに複雑にというか、そうやって支えていくことを国もやれと言ってありますし、やはりそういう時代だなということを認識しておりますので、これはそれに沿って私どももやっていきたい。

この設置っていうことになりましたと、当然、組織と職員体制の見直しが必要になっておりますので、これも今始めております。子どもを取り巻く課題も複雑化、複合化してきている中、さらなる支援の充実と強化を図るため、よりよい体制ができるようにひとつ整備を進めていきたいということを思います。

国が示していることはそのとおりだと思いますので、基本的には村もこれに沿ってやっていくという考え方でおります。

○6 番 (山崎 啓造) るる説明をいただきましたが、村長のリーダーシップがちょっと見えてきたかなという気がしました。それぞれの担当が、それこそ実情に合ったものをきめ細かく目配りをしながら、それを拾って中川村ならではのものをつくっていききたいんだ、やっていききたいってことです。

それぞれが知恵を出して、汗をかい一生懸命やってくれるということのように聞き取りましたので、期待をしたいなというふうに思うところでもあります。第2期のまち・ひと・しごと創生戦略にのっかってということでもありますので、大いに期待をしたいと思います。

次です。

厚生労働省は6月2日に2022年の人口動態統計を発表しました。出生率は過去最低の1.26、出生数は77万747人で、1899年の統計開始以来初の80万人割れとなったとのことです。出生率、出生数ともに7年連続マイナスだそうです。

岸田総理は、2030年までを少子化傾向を反転させるラストチャンスと位置づけ、次元の異なる少子化対策なるものを発表し、今後3年間でこども・子育て支援加速化プ

ランに取り組む方針だそうです。我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれている、出生率を反転させなければならないと表明したところでもあります。

児童手当の増額、拡充をメインにということですが、現金給付を僅かに増やし、子育て世帯への減税等で少子化は止まるでしょうか。今後も出生数の大幅な減少が続く可能性は否定できないのではないかと自分は感じております。

国立社会保障・人口問題研究所が公表した最新の出生動向基本調査によると、結婚世帯がより少ない子どもの数を希望したり、そもそも子どもは要らないと考えるようになっていたりしているとの驚くべき報告もあります。

結婚したら子どもを持つべきだという——これはいい言葉で言うと伝統的ということになるんでしょうかね、悪い言葉だと前近代的で封建的ということになるかもしれませんが——結婚したら子どもを持つべきだという家族観、価値観が15年までは男女ともに6割以上で肯定的であったが、21年のそれは、とりわけ女性の肯定割合の低下が顕著で、6割以上の女性が否定的に考えているという調査結果が前述の研究所の調査で出されております。

また、未婚女性の希望子ども数も大幅に減少しているそうです。結婚と出産を切り分け、より少ない子どもの数でよいと考えている女性が増えているということでしょうか。

若い世代の出産意欲減退の背景には何があるのかということになりますが、彼らを取り巻く経済・雇用環境の悪化や改善が急がれる男女格差、ジェンダーギャップなどに起因しているのかもしれませんが。

また、正社員として働く人たちの若い世代ほど実質賃金が低い傾向にある、これは児童手当を多少増やしてもらったくらいでカバーできるレベルではないという若者も多いですし、非正規雇用者に至っては、不安定な雇用の中、結婚や出産に向けた意欲が減退するのは当たり前かもしれません。

女性の社会進出が求められ、働く女性が増える一方で、男性の家事、育児への参加は遅々として進んでいない。直近の10年間で比較すると、仕事と家事、育児に費やす時間は女性が顕著に増加しているということでもあります。

国立社会保障・人口問題研究所が2022年に実施した全国家庭動向調査によると、夫婦の家事分担に関しては妻の担う割合が80.6%を占めたことが分かったそうです。平日は妻が夫の約5倍の時間を家事に費やしており、偏りが目立っています。

おおむね5年ごとに実施する平均の家事時間は、妻が平日247分、休日276分、これに対し夫は平日47分、休日81分となったということでもあります。

夫の家事が多かったのが週1回～2回のごみ出し、これが57.7%だったそうです。こういうごみ出しが家事といえるかどうかはちょっと分かりませんが、そういうことだそうです。そのほかは食後の片づけが47.8%で、全くしないのは炊事50.4%、洗濯42.3%で、家事にしても妻の負担は8割と大変大きいわけでもあります。

「女性にとって結果として負担が増える一方の結婚や出産という選択が魅力的に映

らない現状が、とりわけ女性の出生意欲の減退を招いていると考えられる。」と日本総合研究所の藤波先生は申しております。

政府においては、令和の時代にふさわしい環境整備をし、結婚、妊娠、子育てに希望を見いだせるとともに、男女がともに互いの生き方を尊重しつつ希望する数の子どもを育てる社会をつくるとする一億総活躍社会実現のために動き出してはいます。

現金給付も現実的ですし、大切な施策ですが、一億総活躍社会と言うのであれば、一億総参加型子育て支援なるものは考えられないでしょうか。

全国知事会は7月25日の全国会議で少子化対策に関する政府への提言を決定しました。少子化対策は国と自治体が費用を出し合っており、児童手当の拡充を含む次元の異なる対策によって自治体の財政負担が膨らむのを懸念し、確実な財政措置を求めたとありました。

対策の充実には賛同しながら、全国どこでも安心して子育てができるよう、子ども医療費助成の地域間格差を解消することなどを提案したとのことでありました。

会長の平井伸治鳥取県知事は会議の冒頭で、ようやく子ども子育て政策が最重要課題になってきた、少子化を食い止めるため知恵を出し合いたいと述べたそうであります。

また、児童手当など全国一律の子育て支援策は、原則として自治体が住民に提供し、費用は国と自治体が分担しており、支援策を拡充する場合は国が追加財源を確保し、自治体の負担が増えないようにするとともに、地域の事情に応じ独自に実施する施策への支援も求めたということでありました。

長野県の阿部知事も子育て支援に関わる現金給付は基本的に国の責任と主張、都道府県や市町村がそれぞれ子ども医療費助成などに取り組んでいる現状を挙げて、全国統一的な制度をしっかりとつくってもらうことが重要だと述べたとありました。

国は異次元の少子化対策を打ち出しました。全国知事会も知恵を出し合い共に進めるとしました。

市町村においてはできうる限りの施策を力を振り絞って実施している現状であります。

少子化対策を評価しますし、期待もします。少子化に歯止めがかかってほしいと思います。

個人的な勝手な思い込みかもしれませんが、先ほども申しましたが、現代社会の家庭、家族、地域の在り方、関わり方、このようなことにも目を向ける必要があるように思います。元気なお年寄りがたくさんいます。そういう皆さんの力を借りるのも一考ではないでしょうか。

これは手前みそかもしれませんが。古い感覚の後期高齢者のたわごとと取られるかもしれませんが。思い起こしてみますと、昭和の子育ては将来が不安だから経済的に大変だから出産、子育てを敬遠するという社会ではありませんでしたし、そのような感覚で子育てはしていませんでした。貧しくても苦しくてもがむしゃらに働いて子育てをしました。もちろん、家族や祖父母、地域の皆さんの助けも借りながらでありました

けれども。

そこで質問であります。

子ども・子育て支援は少子化対策の手段の1つですが、少子化を食い止められるでしょうか。

また、独自で実施する施策を検討し支援を求める考えはないでしょうか。

全国知事会での提言にもあるように、独自に実施する施策編支援ということであり

ます。例えば、村全体が家族のような、元気な年寄りも巻き込んだ子ども・子育て支援、中川村新たな学校づくりプロジェクトも動き出しています。3つのアプローチの中では、オール中川で地域が学校と連携して子どもたちの成長を支えて育てるとともに、子どもも大人も成長できる仕組みをつくるとしています。

自分勝手な思いかもしれませんが、保育園の将来についても同時進行で考え進めていく時期が来ているのではないのでしょうか。

温故知新という言葉があります。小中学校においても保育園においても、元気な年寄りとの触れ合いや遊びを通して昔の古い物事を知り、新しい知識や見解を得ることでふるさとの在り方や将来についても思いをはせてもらえるのではないかと思います。このような子育て支援もありだと思いますが、いかがでございましょうか。

○村 長

歴史的な時代背景から全部を分析と評価して提案いただいたと思っております。

時間もございますので、まとめながら御質問にお答えをしたいと思います。

少子化は止まるかと、食い止められるかということではありますが、これははっきり言って難しいんじゃないかっていうのが思いです。

一旦こういうふうになってしまうと、やはりもう——こういうふうっていう言い方は、先ほど議員がおっしゃられましたけど、いわゆる団塊の世代、第1次ベビーブームにあった子どもたちが大きな人口のピラミッドではみ出したところを形成しているわけで、その子どもたち、25歳とか三十幾つくらいまでの子どもたちの層がまたはみ出しをつくり、その子どもたちがまたっていうことを期待していくのは当然のことですけど、先ほど合計特殊出生率の推移を言われまして、1989年に1.57になって慌てたということがあるようですけど、これは、はっきり言って国の——えらいことになるぞって恐らく著名な学者さんか先生は警鐘を鳴らして言ったと思うんですけど、国は多分そんなことはそれほど重要に思っていなかったんじゃないかなっていうのは思います。

これは全ての人の責任っていう言い方はないんですけど、そういうふうになっちゃったんで、これは、今の政策をどうしていくかって慌ててはいますけど、慌ててはいるけれども、方向として出してきたとしたら、これはやはり国の施策をまず大いに実現するように、やっぱり具体的な落とし込みを我々も頑張ってやりたいし、国は国でそのことに特化してやるべきだなと思います。だけど、やはりだんだんしぼんでいますから、止まらないんじゃないかなというのが考え方です。

ただ、いっそ生まれる、子育てをしたい、子どもを産み育てやすく、中川村であれ

ば、こういうところがどうも——9番議員が前々回でしたか、質問をしていただきましたが、あれ、何となくこの町にいと子どもが育てやすいという安心感、いろんなことがあって、地域で何とか支えてくれるから、何となく安心だからいいよねっていうような雰囲気——雰囲気の後ろにはやはり現実の政策があると思っていますから、そういうことを1個ずつやっていくことによって、中川村は、今幾つになったかちょっと具体的に見ていませんけど、これを少しずつ引き上げていく、生まれた子どもはちゃんと、何ていいますか、大事に育てていく、元気に育てていくっていうことではないかなというふうに思っています。

それで、何度も言いますけれども、こども未来戦略方針は、お尋ねの子ども・子育て支援に特化した少子化を食い止める政策であるというふうに私は思います。

先ほど子どもを産む年代の話をしましたので、これはもう言いません。

それで、2030年代に入るまでが少子化対策のラストチャンスだと言っているんですよ。だから、このチャンスを逃さないように徹底した歳出改革——国も歳出改革をやってほしいですよ。それと、一番は、やはり構造的な賃上げだと思います。これをやり、投資を促進する取組をこれから複数年にわたって先行させてほしい。そして加速化プランの大宗を3年間——2026年って言っていますから今年を含めて4年間で実施して、加速化プランの完了する2028年までに安定財源を確保するというふうに言っていますけど、ちょっとここら辺が非常に怪しい、ここだけ心配な——国の話です。ということであります。

それで——すみません、個人的な感想を言っちゃいましたけれども、財源は、もう後回しにしているっていう点が非常にこう、何ていうか、いつもそうなんですけど、私自身はちょっと信用できないなっていう言い方はないんですけど、でも、プラン自体は、やっぱり言っていることは正しいと思っていますから、これを、やはりどうやって、先ほどからも言っていますけど、具体的に村はどうやってこれを落とし込んで村なりの施策をつくるかっていうことに頑張っていきたいと思っています。

それで、議員の御提案の一億総参加型子育て支援というやつを村に落とし込んで、例えば村全体一大家族——どっかの団体の標語みたいですけど——村全体一大家族、元気な年寄りのおせっかい子育て会議——議員のおっしゃられたようなやり方ですよ、とか、休日、時間を決めて遊びを古い人たちが、元気な年寄りが遊びを指導するなどが実現できると非常に面白いと思いますので、こういう多くの人の手というかパワーをやっぱりすくい上げていってもらったり入れたりしてもらるのが一番いいかなと思います。

今、公民館やなんか盛んに子どもと大人も巻き込みながらどういうふうに行っているのかと頭を使ってやっていますので、ちょっと、もっと、そうじゃなくてこんなふうなものどうよっていうようなことをぜひ皆さんからも提案してもらいながら、できれば実践をしてほしいなと思います。

そういう中で、うちじゃこんなことをやっているよって言うと、地域の中からそういう声があれば、じゃあ行政でちっとは支援をしろっていう話になれば、そんなとこ

ろは、お茶菓子代程度、夕方の年寄りの衆のビール1杯分くらいに変わるだけのものは支援できるかもしれませんが、そんなことはみんなで考えていただければありがたいなと思っています。

それで、1つ、ちょっと名前は忘れてしまいましたが、村内で始まっております、上前沢にこども食堂があります。

それから横前にはつるかめ食堂、これはお年寄りを中心にしていますけれども、子どもさんも近所の人も大歓迎であります。

こういう施設は、大人と子ども、親たちの出会いの場の1つで、食べるっていうことを通じると、どうも皆さん、和んでくるんですよ。そういう中で、いろいろと集まってきた子ども同士の、何ていうか、コミュニケーションが生まれたり、年代は違うけれどもそこでの連携が始まったり、なかなか出てこられなかった親がそこへ出てくる。

あるいは、そこに参加する親、大人で得意な分野、勉強がちょっと困っていたりすることも、ちょっとそこを見せろっていうような格好で見るとか、いい関係が地域で始まるので、やっぱりこういうことも1つ大事だなと思っていますので、この食を通じての子育て、親の負担軽減にもなりますから、これが地域でできる子育ての1つの形だと思っていますから、村としましては、こういう皆さんの声と、いろんな面でできる支援をしていきたい、こんなことを思っています。

それから、支援を求める考えっていうこと、国へっていうことかと思えますけれども、これは知事会のほうで恐らく、あるいは町村会も大きく注文をつけていることだと思いますので、中川村が一人でこうだと言うんじゃないで、そちらのほうで一体となって進めるっていうのがやり方かなと思います。

その前に、やはりせつかくあるこども未来戦略方針を本当の意味で財源にも裏打ちされた実効あるものにしてほしいというのが一番の私の考え方、思いであります。

○6 番 (山崎 啓造) 少子化を食い止める、これは誰が考えたって難しいよね。分かっているけど言えなんでいるだけで、承知はしていると思いますが、できるだけソフトランディングというかな、速度を緩やかにして次の社会を考えていくっていうことかなというふうに自分も思っています。

村長の言う中川村らしいものと考えて、それを打ち出していくんだということで、様々、いろいろ挙げていただきました。期待したいと思います。

8月26日の新聞に「県人口減対策、待ったなし」という見出しの記事が載っていました。「阿部守一知事が4期目の公約に掲げた「少子化・人口減少対策戦略検討会議」が25日、始動した。」というものであります。市町村や事業者、労働団体と歩調を合わせながら少子化に歯止めをかけて、人口減少に適応していくための対策を本年度内に取りまとめるということのようでもあります。

そして、9月2日の新聞報道によりますと、「加速する人口減少に対応するためこれまで以上に子ども・子育て支援に力を入れる考えを示した。」「保育士を県内で充足するため、給与や待遇の充実に向け市町村を交えた議論が重要との認識を強調した。」、

子ども・子育て支援に必要な財源確保については「既存事業の見直しで対応するか、  
(中略) 新たな税財源を求めるのか、しっかり考えたい」と述べて。」としています。

県の将来人口は50年後の2070年には4割余りが減少すると推計されており、人口減社会を直視した対策は待ったなしであるとともに、若者や子育て世代の支援充実だけではなく、企業や社会全体の意識変革といった観点まで、多岐にわたる難問題があります。所得や雇用対策、仕事と子育ての両立が可能な環境整備、育児の孤立化対策に加え、多様な働き方の実現や子どもに優しい社会づくりの実現に期待をし、質問を終わります。

○議長 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時09分 散会]